

外国軍隊と港湾都市

——明治30年代前半における雲仙のロシア艦隊サナトリウム建設計画を中心に——

宮崎千穂

はじめに

古来、水辺には異文化が触れ合い溶け合う港町が形成されてきたが、「黒船」に象徴される近代西洋軍隊の来航は日本の水辺に開港場という新しい港町を誕生させた。「不平等」条約に基づくこの開港場を介して、日本は近代西洋システムへ組み入れられていく。

「黒船」の来航は、近世において貿易と外交の中心であった長崎を一開港場へと変容させた。長崎の開港場としての特殊性は、居留地のみならず、市中対岸の「稲佐」一帯に幕末より日露戦争に至るまでの間、「ロシア村 Русская деревня」との異名まで持つロシア艦隊の「基地」をも内在させていたことである⁽¹⁾。日本における何れの開港場も近代西洋軍隊の海域ネットワークの拠点であったが、「ロシア村」のように長期にわたり特定の外国軍隊と地域住民が広く「共存」した例は他にはみられない。「基地」としての「ロシア村」は、主に海軍病院と乗組員の遊興から成り、医療・保養的駐屯地という特徴を有していた。「ロシア村」の繁栄が始まったのは、万延元(1860)年、長崎港を「極東」における医療的良港として見出したリハチョーフ И.Ф. Лихачев 艦隊が臨時海軍病院およびロシア水兵専用の遊廓(「魯西亜マタロス休息所」)を置いて以降のことである⁽²⁾。ロシア艦隊は、その後も常に長崎港における医療環境の向上に関心を寄せ海軍病院の拡充に努めバーニャ(ロシア式サウナ風呂)を設置した他、修繕所(バッテリーや帆布用)等の小規模施設を置いて艦隊の便宜を図った⁽³⁾。そしてその周辺では士官と「ラシャメン(洋妾)」との「結婚」が慣習化し、働き口を求める多くの女性が「稲佐」へと向かった⁽⁴⁾。

- 1 本稿中で用いる「稲佐」の語は、ロシア艦隊が滞在地としていた浦上淵村の稲佐郷、平戸小屋郷、船津浦、鮑の浦、立神郷等を含めた長崎市中(長崎湾東岸)の「対岸」(西岸)地域の総称とする(日露双方の史料にて前記の地域を指して「稲佐」と称する場合が多い)。また、「ロシア村」とは、ロシアの人々による「稲佐」の愛称である。
- 2 宮崎千穂「日本最初の梅毒検査とロシア艦隊：幕末の長崎港における『ロシア村』形成の端緒」福田真人、鈴木則子編『日本梅毒史の研究：医療・社会・国家』思文閣出版、2005年、を参照されたい。
- 3 ロシア艦隊用施設に関しては、宮崎「日本最初の梅毒検査とロシア艦隊」の他、宮崎千穂「明治初年における外国軍隊の『基地』経験：長崎港のロシア艦隊施設用借地問題をめぐって」『日本文化研究』(東アジア日本学会)第19輯、2006年、を参照されたい。
- 4 ロシア軍人に提供された女性たち(遊廓の女性あるいは「ラシャメン」)に関しては、宮崎「日本最初の梅毒検査とロシア艦隊」の他、中條直樹、宮崎千穂「ロシア人士官と稲佐のラシャメンとの“結婚”生活について」『名古屋大学言語文化国際言語文化研究科言語文化論集』第23巻第1号、2001年；同「ロシア人の見たロシア人士官と稲佐のラシャメンの“結婚”について」同第23巻

かような開港場長崎が再び転換期を迎えたのは、明治20年代から30年代にかけてのことである。イギリスをはじめとする各国との間に結ばれた通商航海条約の発効により、明治32(1899)年、領事裁判権が撤廃され居留地が廃止された。この「不平等」条約の一部改正は、日本が西洋を中心とした国際関係において漸く居場所を見つけ始めていたことを意味する。そしてそれは、東アジアの「覇権」をめぐる日本とロシアとの政治的対立の顕在化と時を同じくしていた。このような状況下において、一開港場としての「特権」を失った長崎は、一港湾都市として生きていくことになったのである。

本稿は、かような転換期における港湾都市長崎のあり方を明らかにすることを目的とする。その手がかりとして、ロシア艦隊の長崎県雲仙⁽⁵⁾におけるサナトリウムの建設計画をとりあげたい。居留地撤廃と同時期、ロシアが旅順を租借すると、「ロシア村」は寂れていったとされる。しかし、ロシア艦隊は、明治33(1900)年、新たに雲仙にサナトリウムの建設を計画し官有地の賃貸を願い出ている。そして、明治35(1902)年にこの願い出が日本政府の意向により謝絶されるまでには、中央政府と離れたところでの長崎の独自外交が際立つ。この一件の顛末を明らかにすることは、前近代から近代への転換期において長崎がいかなる様相を呈したのかを知るひとつの手がかりとなるであろう⁽⁶⁾。

1. 療養地を求めるロシア艦隊

1-1. 雲仙におけるサナトリウム建設計画

明治34(1901)年10月3日付書翰にて、ロシアの「海軍筋」の要望を受けた駐日ロシア公使は、9月21日に着任したばかりの外務大臣小村寿太郎に対し、長崎県雲仙においてロシア海軍病兵その他のロシア人患者用のサナトリウム(「養生院」)建設を目的とする官有地の借入を申し入れた。

長崎ヨリ遠フカラサル地ニ在ル「^{ウンゼン}温泉」ト称スル鉱泉場ニ於テ露国海軍病兵及其他ノ露国患者ノ為メニ病院養生院ヲ設置センコトヲ露国海軍其筋ニ於テ切望セリ右養生院ヲ設立スルニ至レハ其結果ハ前記鉱泉場ニ美観ヲ添ヘ其発達ヲ助ケ其硫黄鉱泉ノ名声ヲ増進スルニ外ナラサルナリ然ルニ右養生院ノ敷地ヲ「温泉」ニ撰定スヘキ命ヲ受ケタル右長崎露国領事館ハ本件ニ付キ下級地方庁ノ鞏固ナル反対ニ遭遇セリ之ニ反シテ本件ニ付キ露国領事カ長崎県知事ニ面談セシニ知事ハ養生院設立ニ関シ反対ナラサル意思ヲ表彰シタルモ其筋ヨリ明確ナル訓令アルニ非サレハ本件ニ関シ声援ヲ借シ助成スルコトヲ肯諾セス然ルニ本件ハ其性質上仁愛的ノ設計ニシテ而カモ温泉地方之利益ヲ及ホヘキモノナルニ依リ日本帝国外務省ハ必スヤ我領事館ヲシテ右養生院建設ノ為メ

第2号、2002年：宮崎千穂「不平等条約下における内地雑居問題の一考察：ロシア艦隊と稲佐における『居留地外雑居』問題」『国際開発研究フォーラム』第27号、2004年、を参照のこと。

5 雲仙は、古くは「温泉」と書いて「うんぜん」と呼ばれており、「雲仙」の表記が公的に用いられるようになったのは昭和初期のことである。雲仙の文字表記については長崎県立図書館蔵『雲仙公園沿革誌』(明治43年)が詳しい。本稿においては、引用文を除き「雲仙」と表記する。

6 特に、この時期の長崎とロシアの関係は、従来、明治28(1895)年の三国干渉以降のロシア海軍の中国および朝鮮港湾獲得を目指す動きに関心が寄せられてきた一方で、実証的な研究が皆無に等しい。

敷地ヲ取得スルヲ簡易ナラシムル様其筋ニ向テ関与ヲ試ムルコトヲ敢テ辞セラレサルヘシト信ス
又前記ノ場所ハ鉱泉之豊ナルヲ以テ養生院ノ需要ヲ充タスニ足ルヘキ分量ニ於テ鉱泉ヲ其源泉
ヨリ養生院ニ引用スルヲ許可セラレンコトヲ切ニ希望ス（下線筆者）⁽⁷⁾

この書翰が小村外相に手交されたのは、これ以前、在長崎ロシア領事館は、下級地方庁および長崎県知事に働きかけており、領事館が前者より「鞏固ナル反対」を受け、後者よりは反対ではないものの中央からの明確な訓令がなくては声援、助成は是諾できずとの回答を得ていたゆえであった(2-1. 4-1. 参照)。

ロシア公使が小村外相に要請したのは官有地の借地と源泉からの鉱泉引用の許可であるが、注目されるのはロシア公使がその説得のために用いたサナトリウム建設に伴う日本側の利益である。「地方之利益」とともに「性質上仁愛的ノ設計」が強調されている(引用文下線部)。特に、後者は、海軍施設から連想され得る「要害の建物」でないことを示すためでもあろうが、日本の「文明」性を試すものでもあったであろう(2-1. 2-2. 参照)。

その「仁愛的設計」とはいかなるものであったのだろうか。まず、実際の計画図をみてみよう。明治33年12月4日付にて「稲佐」の名士志賀親朋⁽⁸⁾が長崎県知事荒川義太郎(任期: 明治33年10月25日~同43年9月10日)に宛て村役場に提出した「官有地拝借願」およびその付属図面(図1)によると⁽⁹⁾、ロシア艦隊の希望地(規模、借地料)は、南高来郡小浜村字湯ノ里庚320番の官有温泉地第16号(反別2反9畝28歩、うち、宅地使用の8畝1歩が1ヶ年2円41銭、その他2反1畝27歩が同72銭9厘)、第17号(2反7畝19歩、うち、宅地使用地9畝10歩6合が同2円10銭6厘、その他1反8畝8歩4合が同60銭9厘)、



図1 ロシア艦隊の雲仙サナトリウム建設計画
(出典: 長崎歴史文化博物館蔵『第二課事務簿』)

7 外交史料館蔵外務省記録(以下、外記録と略記)3・12・1・127「自明治三十四年十月至明治三十五年十一月露国海軍養生院ヲ長崎県温泉岳ニ建設ノ為メ官有地借入方在本邦露国公使ヨリ申出一件」、明治34年10月3日付ロシア公使館よりの書翰。原文は仏文であるが外務省訳を適当と認め掲げた(但し、下書きゆえ訂正挿入等が多く読みにくいため整理した)。

8 志賀親朋については、沢田和彦「志賀親朋略伝」安井亮平編『共同研究日本とロシア』第1集、ナウカ、1990年、が詳しい。

9 長崎歴史文化博物館蔵『第二課事務簿』(明治34年自8月至9月、官有物貸下払下之部)第8号「長崎市志賀親朋南高来郡小浜村字湯ノ里官有地借用願ノ件」(結了日8月5日)(以下、『第二課事務簿』とのみ記す)、明治33年12月4日付志賀親朋より長崎県知事荒川義太郎宛「官有地拝借願」。願人志賀親朋の住所は稲佐郷ではなく長崎市恵美須町7番戸、保証人は同市十人町15番戸加悦長である。

第 18 号（6 反 8 畝 24 歩、うち、宅地使用の 7 畝 2 歩が同 2 円 12 銭、その他 6 反 1 畝 22 歩が同 2 円 5 銭 6 厘）であった。何れも、借地期限は明治 33 年 12 月から同 38 年 11 月までの 5 ヶ年間である。借地目的は、「宅地并ニ遊歩場ニ使用仕度」と宅地および遊歩場であった。さらに、第 18 号には 9 畝 2 歩の学校敷地も予定されていた⁽¹⁰⁾。

次に、在長崎ロシア領事ガガーリン A.A. Гагарин が東京のロシア公使イズヴォリスキー A.П. Извольский（1856～1919）に宛てた書翰をみてみよう。これによると、太平洋艦隊長官スクルドロフ中將 Н.И. Скрыдлов がサナトリウムの建設を考えたのは艦隊の医療環境を向上させるためであった。

…(前略)…我が太平洋艦隊には、湾岸の病院[筆者注:在長崎ロシア海軍病院]だけでなく、さらに、重い慢性疾患に罹り鉱泉水、新鮮な空気そして休養による特別な治療を要する士官および下士官が療養できるようなサナトリウムの如きものを所有する必要がある、そのことは艦隊の医師たちにこの課題を上手く遂行するためのあらゆる条件を備えている雲仙という場所へ関心を向けさせました。雲仙の硫黄浴は、彼等の観察によると、慢性化したリウマチおよび重い梅毒に大きな効果を齎すとのことです。士官等は、極めて快適でなく、病人用の施設にはまったく適さない借家に各々滞在しております。下士官も、この上なく窮屈な状態で、同様に日本の借家に収容されていますが、何ら快適な設備もなく簡易的な家具があるのみです…(後略)…。浴療のために特別な浴場が賃借されておりますが、それは家から 100 歩から 150 歩のところであり、日本人男女向けの同様な浴場の並びにあります…(後略)…。

これらの不都合さが、艦隊長官に、彼の地において、ロシアに属する土地に自国の海軍軍医たちの監督のもと他国とは別個に何か特別なロシアのものを設ける気にさせたのです。このためには、土地を購入し、…(中略)…そこに病人用のバラック、浴場およびその他特別な設備を置く必要がありました。⁽¹¹⁾

これによると、ロシア艦隊は重い慢性疾患の軍人の治療に適当な場所を探しており、長崎の海軍病院（南山手、ロシア領事館隣地⁽¹²⁾）の他に特別なサナトリウムを設置する必要性

10 設置が予定された学校とは海軍学校であろうか、または士官の家族、一般の避暑客の子供のための学校であろうか判然としない。あるいは、日露修好通商条約第 4 条「日本政府は其場所に於てコンシユル並コンシユライル役所付属の者及び夫に属する学校病院等取立へき一の場所を貸渡すへし」にみられるような、対日政策の一環として外交関係樹立の始めより見込まれていた神学校と関連があるのであろうか。当時、雲仙は一般のロシア人の療養・保養地としても利用されており（4-2. 参照）、サナトリウム帯には病兵以外の一般ロシア人の利用も見込まれ、付属施設の充実が図られた可能性もある。

11 АВПРИ (Архив внешней политики Российской империи), ф. 150, оп. 493, д. 943. Об устройстве санатории в местечке Унзен для больных чинов эскадры Тихого океана. 1901–1903. Письмо консула в Нагасаки надворного советника князя А.А. Гагарина послу в Токио ДСС Извольскому от 2/15 сентября 1901 г. № 498.

12 ロシア艦隊の海軍病院等が置かれていた「稲佐」の志賀親憲所有地の賃貸契約（明治 8 年）は、第一次期限の明治 18（1885）年に一旦解約され、同艦隊は病院施設を長崎市中側の南山手のロシア領事館隣地に移すも、翌同 19 年 10 月 29 日に再度志賀と賃貸契約している。明治 8 年の契約については、宮崎「明治初年における外国軍隊の『基地』経験」を参照。明治 19 年の借地契約に関しては、稿を改めて論じる。

を感じていた。新鮮な空気のもと鉱泉水による療養が可能な雲仙は軍医の目に適い、硫黄温泉による慢性リ्यूマチおよび梅毒の治療が期待されたのである。しかし治療を効果あるものにするためには、現在の施設の不備を補う必要があった。士官が滞在している借家は病人用には適さず、また大勢の下士官たちが収容されている借家は窮屈で設備も不十分であった。さらに、賃借している治療用の浴場も離れていた。ロシア艦隊は、こうした医療上の不便さを解消するため、雲仙に土地を購入し、海軍軍医が監督するロシア専用の施設（バラック、浴場その他）を建設することを計画したのである。

1-2. 医療・療養地としての長崎一円

風光明媚かつ良質な温泉を有する雲仙は、その麓の海辺にある小浜とともに西欧の医療関係者の関心をひき、ロシア艦隊の軍医が言及しているように梅毒およびリ्यूマチなどの慢性疾患に効能があった。それは、1700年代前半、オランダ商館医ケンペル E. Kampfner (1651～1716) の著書により紹介され、その後文政年間には同じくオランダ商館医であったシーボルト F. von Siebold (1796～1866) の助手ビュルガー J. H. Burger (1804～1858) により日本で初めて温泉水の化学分析が行われている⁽¹³⁾。特に梅毒につき、ケンペルは小浜と雲仙を組み合わせた治療方法を次のように紹介している。

…(前略)…山の上から周辺一帯にかけて冷泉あり、温泉あり、その1つに体内にある斑猫の毒素を去除く効果があるという熱湯の湧出する大きな温泉がある。病人はその温泉へ来る前に、そこから2～3マイル離れた小浜(おばま Obamma)にあるやや温度の低い温泉で療養を始め、まず体を馴らす。目的の温泉では、数日間1日に何回か極めて短かい時間入浴するか、単に湯を体にかけるようにする。そして全療養期間中温かい食物を採り、体を冷さないようにし、とくに入浴後は厚着をして汗をかくようにするのがこの入浴心得である。…(後略)…(括弧内原文のまま)⁽¹⁴⁾

この方法は、南高来郡長金井俊行(1850～1897)⁽¹⁵⁾も『温泉案内記』(明治26年)にて、「[筆者注：小浜温泉は] 湯ノ性質ハ尋常含鹽泉ニシテ従来「ロウマチス」病ニ特効アリト云フ小瘡ヲ患フルモノハ此湯ニ浴シテ其毒ヲ発出シ後温泉 [筆者注：雲仙] ノ湯ニ浴シテ之ヲ治スルヲ例トス」⁽¹⁶⁾と記しており、よく知られたものであった。さらに、金井は、雲仙の湯の里、新湯、小地獄の性質について、「含鉄明礬硫黄泉ニシテ倭麻質私 [筆者注：リ्यूマチ]、慢性皮膚病、潰瘍、骨瘍後仮骨肥厚、骨軟症、腐骨疽、線病、子宮腫、帯下常習出血等ノ諸病ニ効アリ」⁽¹⁷⁾と、そのさまざまな効能を評価している。

13 長崎県衛生公害研究所編『雲仙・小浜温泉誌』小浜町、1989年、179-184頁。

14 エンゲルベルト・ケンペル(今井正編訳)『日本誌(上)』霞ヶ関出版、1989年、139頁。

15 長崎出身。明治19年長崎区長となり教育の普及、道路建設、さらには下水道の改良に関与しコレラ、チフス等の伝染病予防に努めた。また、長崎の史料蒐集にも積極的で『長崎年表』、『増補長崎略史』、『長崎水道記事』等を著している。明治23年、南高来郡郡長に就任、『南高来郡町村要覧』、『肥前南高来郡温泉案内記』等の著作がある。

16 長崎歴史文化博物館蔵、金井俊行著兼発行『肥前南高来郡温泉案内記』明治26年。

17 同上。

雲仙・小浜に関わった軍隊はロシア艦隊のみではなく、すでに西南戦争の際、小浜では傷病兵の治療が行われていた⁽¹⁸⁾。在長崎ロシア海軍病院の患者が雲仙に夏季の間多く転地するようになったのは、新湯の発展以後（明治10年代）であり、日清戦争を経て明治30年代には益々多数の療養者が入浴するようになっていたという⁽¹⁹⁾。荒川長崎県知事は、小村外相の照会に対し「従来本湊露国海軍病院ヨリ夏季中温泉へ転地セシムル病兵ノ数モ不少」⁽²⁰⁾と述べている。長崎では海軍病院での療養の他、「稲佐」にてもバーニャで心身を癒すことができたが、避暑地・静養地としての雲仙の利用価値は大きかった。『島原半島風光記附小浜温泉案内』（明治45年）には夏季（6、7、8月）の平均温度は20度内外、盛夏の気候が長崎の10月初旬頃のそれとほぼ同様、「避暑地又は静養地としては、真に天下無敵と云つても、決して誇張の言ではない」と紹介されており⁽²¹⁾、雲仙であれば海軍病院の患者が夏季中も快適な湯治が可能であった。

ロシア艦隊は雲仙のみならず、茂木等の近郊を含めた港湾都市長崎一円を兵士の療養地として評価し利用しており、長崎や茂木ではロシア兵士たちが運動する姿がしばしばみられた。長崎港にはロシア艦隊付属軍艦や義勇艦隊汽船が多く寄港し輸送兵の運動が行われており、例えば、『鎮西日報』は満期陸兵をウラジオストクからオデッサまで輸送途中に寄港し碇泊していた軍用船シシリアス号（陸軍士官39名、下士卒2822名）が長崎で修繕を加える間、乗組兵を連日数百名ずつ上陸させ市内やその付近で運動させていることを伝えている⁽²²⁾。茂木は行楽地、避暑地として栄えており、長崎より雲仙へ行く場合の経由地でもあった（茂木港発の汽船で小浜港へ渡航、所要1時間）。長崎在泊の軍艦乗組員が隊伍を組み、音楽隊を先頭に茂木へ向かって1日の清遊、行軍する姿も時折見かけられたとされる⁽²³⁾。ロシア義勇艦隊所属汽船ハバーロフスク号の陸軍将校下士卒100余名が午前8時より茂木村に行軍して午後帰船したという『鎮西日報』の記事もその例として挙げられる⁽²⁴⁾。

ロシア艦隊のサナトリウム設立は、従来の港湾都市長崎一円の医療的利用の延長線上にあり、それが実現すれば一層良い医療環境が整備され得たであろう。

2. 新たな国際港湾都市への志向——「地方の改良」と「慈善事業」

2-1. 長崎県知事の許可意見

ロシア公使より請求を受けた時点において、外務省はこの雲仙の一件を把握していなかったとみられ、小村外相は、明治34年10月9日、荒川長崎県知事に在長崎ロシア領事と関係

18 『雲仙・小浜温泉誌』165頁。

19 橋本喜造編纂兼発行『国立公園雲仙大観』1939年、67頁。

20 外記録、3・12・1・127、明治34年10月21日付荒川長崎県知事より外務大臣小村寿太郎宛「養生院敷地ノ件復申」。

21 長崎歴史文化博物館蔵、関善太郎『島原半島風光記附小浜温泉案内』大黒屋、明治45年、118-119頁。

22 『鎮西日報』明治33年12月22・23・27日付。

23 浜崎国男『長崎異人街誌』葦書房、1994年、119頁。茂木には万延年間より外国人の往来があった。明治時代には外国人の行楽地、避暑地となり、長崎ホテルの支店の他、ロシア人モーリスの経営するモーリス・ホテル茂木、新月ホテル等、外国人向け高級ホテルが次々と増設された。

24 『鎮西日報』明治31年12月2日付。

町村との交渉顛末、知事との談話要領、当該地所の場所と性格、サナトリウム設計の概略および関係事実の報告、さらに設立許可の可否に関する知事自身の意見を至急求めている⁽²⁵⁾。これに対し、荒川知事は以下のように復申(21日付)した⁽²⁶⁾。

まず、長崎県知事は、すでにロシア艦隊との交渉を持ち、日本人を借地名義人とすることにより官有地の賃貸を円滑に進める方向で調整を図った。荒川知事の前任服部一三知事(任期:明治31年12月28日～同33年10月25日)の在職中であった前年の明治33年9月中、太平洋艦隊長官スクルドロフの命を受けた士官が志賀親朋同伴にて来庁し⁽²⁷⁾、艦隊の預金にてサナトリウムを建設のため雲仙の官有地内の土地の借用を願い出ると、服部知事は談合の末、志賀の名義で出願することで一件を纏めた。そして、荒川知事の着任後の同年12月、志賀名義にて官有地のうち1町2反6畝1歩の借地願書を提出する運びとなったという。

この後、二つの問題が浮上するも、地方レベルにおいて解決が図られている。一つ目は、雲仙における「妨害」である。同一の官有地の借地願を村役場に提出して「同人(筆者注:志賀)ノ出願ニ対シ妨害ヲ試ルモノ有之ヤノ趣」があったという。しかしこれは、志賀の嘆願により村民に対し「温泉地将来ノ利害」を諭し説得することができ、翌明治34年8月、志賀は郡村長を経て県に願書を提出、荒川知事は8月5日付にて5ヶ年を期限とし条件を付して許可するに至った(4-1.参照)。もう一つの問題は、最終的に地方レベルでは解決せず、まさにロシア公使より小村外相への請求へと繋がった。8月下旬、在長崎ロシア領事が来庁し、「温泉ニ設立スル養生院ノ煉瓦造ノ設計ナルヲ以テ僅カニ五ヶ年間ノ期限ニテハ借用ノ目的ヲ達シ得サル」として、さらに向う30ヶ年の期限に変更すること、かつ借地人名義も志賀から領事に改めることを求めたのである。この要求の背景について、荒川知事は当初粗造りな木造建築の予定であったがその後追々艦隊中の寄付金が増加したため、煉瓦造りに変更することとし敷地の永年期賃借を希望するに至ったと推測している。この問題を、荒川知事は、ロシア領事に要求は受け入れられないとして、すでに契約済みの条件での官有地利用を勧めることで対処しようとした。荒川知事は、永年期の貸地は官有地特別処分規則により知事の権能ではなく政府においても会計法の規定に依るしかないこと、かつ、すでに志賀名義の出願に対し許可しており名義変更となればさらに多少の時日を要するためかえって双方不便であること、慣例的に期限も公益上に害なき限り満期時の継続願を許可しており将来的な支障はないことをロシア領事に告げ、領事もこの意味を了解しその後何等の申し出もなかったという。ロシア公使より小村外相への書翰中に記されていた「其筋」よりの明確な訓令がなくては声援、助成は是諾できずとの知事の態度は、荒川のこの返答を指すものとみられるが、荒川知事はロシア公使の言い分を全く事実と反しており行き違いによるものと否定している。

基本的に、荒川知事は、借地人名義を日本人とすることで取締上の憂慮を払拭し、ロシア

25 外記録、3・12・1・127、明治34年10月9日付小村寿太郎外務大臣より荒川長崎県知事宛。

26 外記録、3・12・1・127、明治34年10月21日付荒川長崎県知事より小村外務大臣宛「養生院敷地ノ件復申」。

27 『鎮西日報』には、明治33年9月5日、ロシア号艦長大佐ビーセン・ブレンニダフが領事とともに県庁に服部知事を訪問したが、知事は臨時県会に出席のため野口参事官が代弁し(明治33年9月6日付)、7日に知事がロシア号に艦長を訪問した(明治33年9月8日付)記事がみられる。借地の申入れはこの時であろうか。

艦隊のサナトリウム建設計画を支持しようとしていた。小村外相に対しても、その理由を以下のように明確に述べている。

従来本湊露国海軍病院ヨリ夏季中温泉へ転地セシムル病兵ノ数モ不少候ニ付該地ニ養生院ヲ設立スルニ至ラハ自然該地方改良ノ一助トモ相成村民ノ利益ヲ蒙ルコトモ不少カト被存候得共借地人ハ現在ノ俣内国人ノ名義ヲ存セシムル方将来ノ取締上便宜ト相考へ候尤露国人ト雖共慈善事業ノ為個人トシテ借地スル義ニ候ハ、別ニ差支無之見込ニ候（下線筆者）

引用文のうち、特に下線部に注目できる。第一に、ロシア艦隊のサナトリウム建設が「地方改良ノ一助」となり村民の利益も多大との考えである。そもそも、長崎は外国軍艦などの出入港の変化に景気が左右される傾向があり⁽²⁸⁾、ロシア艦隊も長崎経済にとり重要な「顧客」であった。ロシア艦隊による雲仙の利用は長崎港への寄港と一体であり、それは雲仙のみならず長崎や両者を結ぶルートに位置する茂木や小浜、さらには高雄や嬉野など長崎近郊を含めた港湾都市長崎一円の経済の活性化に繋がる可能性を秘めていたであろう。第二に注目されるのは、「慈善事業」のためであればロシア人とはいえ借地も支障なしという考えである。何れも、ロシア公使が小村外相を説得しようとした主張と同様である。特に、次節でみるように、国際的「慈善事業」は地方の活性化に有益であるとともに、中央政府に対し名分の立つ言い分でもあった。

無論、長崎県知事が、顕在化しつつあった日露の対立に無関心であった訳ではない。長崎においても、当時、「極東」におけるロシアの動静は伝えられていた（5-2. 参照）。しかし、国家の対立が地方の現実と直結していた訳でもないであろう。荒川知事は、日本人を借地名義人としておけば、将来的にも取締上十分対応し得ると考えていた。中央政府の出先行政機関として、また地方の統治者として荒川知事が下した判断は、借地人名義を日本人としてロシア艦隊のサナトリウム建設に便宜を図ることであり、「地方の改良」により比重を置いていたといえる。

尚、鉱泉の引用についての荒川知事の見解は、すでに引用している付近住民の樋菅からであればそのために借地している者に直接相談し樋菅より鉱泉を分岐させて引用することは差し支えなく、また源泉からの直接引用であれば改めて出願させその後現地調査のうでで支障がない限り許可を与える見込みというものであった。

2-2. 国際的「文明」都市へ——義和団事件に際する「慈善事業」と長崎

雲仙一件は、長崎が明治33年の義和団出兵に際し繰り広げた国際的な「慈善事業」との関連においても考えることができる。義和団事件はロシアの満州駐留を惹起し、それは日露戦争の一因となったとされる。しかし他方で、日本にとり義和団出兵は欧米列国との共同行動の初舞台であり、出兵のみならずそれに伴う「慈善事業」の展開は列国に連なるべく自らの国際的地位を高める絶好の機会でもあった。そしてまた、その「慈善事業」は長崎にとり自らの活性化のための手段でもあった。

28 『鎮西日報』には、その傾向を示す記事が多くみられる。

義和団事件に際し、日本の地理的条件は日本軍を連合軍の主力となしたが、日本の港湾もまた兵站基地として「文明国」連合軍の一員としての働きを示すことが求められた⁽²⁹⁾。なかでも、日本人、外国人を問わず負傷兵、避難者の救護という軍事的な医療衛生分野は長崎港の重要な役割のひとつであった。斎藤海軍総務長官は、大沽攻撃の際のロシア負傷兵を肥後丸にて長崎に搬送させることについて、「今日ノ所ハ列国共同ノ姿勢ヲトリ居ルモノニシテ決シテ彼我ノ差別ヲ立ツヘキ非ルノミナラス博愛ノ主義ヨリスルモ人生ノ不幸ヲ見テ相濟フハ文明国ノ本分ニ有之」⁽³⁰⁾と述べている。当時の日本には、列国共同のみならず博愛主義に基づく負傷外国兵の救護が「文明国」の本分として必要と考えられていたのである。義和団出兵の年、長崎港では外国艦船の出入艦船数が前年を上回った⁽³¹⁾。これは石炭等の積載は無論のこと⁽³²⁾、負傷兵、清国居留外国人の受け入れが積極的に行われたためでもあろう。

長崎県の「北清事変二関スル日誌」および電信からは長崎県の負傷者救護にまつわる一連の動きがわかる⁽³³⁾。負傷者の救護の準備は、6月20日、肥後丸搭載の内外の負傷者・避難者を「相当保護」すべしとの内務大臣の電訓より始まった⁽³⁴⁾。服部知事は、翌21日午前、早速、英米露仏独の各領事を招集し負傷者・避難者の受け入れおよび救護に関し会談を持っている。中央からはまた、同日、内務総務長官小松原米太郎および外務大臣電信にてロシア負傷兵はロシア公使の申し入れにより「稲佐」に収容することが、7月11日には、内務総務長官より特に自国病院を持たないフランスの負傷者に対し配慮するよう通牒された。実際、長崎に上陸した外国負傷兵は主にロシア兵とフランス兵であった。日本軍と並び派遣兵数の多かったロシア軍には死傷者もまた少なからず⁽³⁵⁾、ロシア負傷兵はロシア海軍病院に⁽³⁶⁾、フランス兵はロシア海軍病院の他、東山手に臨時に設置された仮病院およびフランス領事館、フランス女学校等に収容されている。

29 大谷正氏は義和団出兵における日本港湾の補給基地としての役割に列国の相互依存関係を見出し、東アジアに開かれた港湾都市長崎とロシア軍の共生関係から日露戦争に至る日露関係が宿命的に対立したのではなく妥協が可能であったと論じている（大谷正「義和団出兵／日露戦争の地政学：補給基地としての日本」小森陽一、成田龍一編『日露戦争スタディーズ』紀伊国屋書店、2000年）。

30 JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A04017224400、海軍大臣官房編『明治三十三年清国事変海軍戦史抄』巻1（国立公文書館所蔵）、542-543頁。

31 『鎮西日報』明治34年1月10日付。

32 明治33年5月は、義和団事件勃発に際し米仏軍艦等の出入りが頻繁であったうえ、英露独等の軍艦が集合したため、外国軍艦への石炭売込高は多かった（『鎮西日報』明治33年7月7日付）。

33 長崎歴史文化博物館所蔵『明治三十三年北清事変二関スル書類』。この史料には、「北清事変二関スル日誌」や電信、書翰が綴られている。脚注を含め本節における事実関係は、特に断らない限りこの資料に依拠する。

34 当初、肥後丸にて負傷者・避難者が長崎へ搬送される予定であったが（佐世保経由）、ロシア負傷兵は同丸へは搭載されず、ロシア船で長崎へ運ばれた。

35 例えば、北京城攻防戦中の列国軍兵死傷者数は、日本軍（戦死58、負傷222）、ロシア軍（同21、同107）、アメリカ軍（同1、同31）、フランス軍（同4、同5）、イギリス軍（同不明、同4）（参謀本部編『明治三十三年清国事変戦史』巻4、84頁）。

36 ロシア兵の避難先は長崎港のみではない。例えば、遼東半島より漢城に避難していたロシア兵総員56名は、日本の領事館始め郵船会社より便宜を得て、2名の負傷者を残し、8月10日、玄海丸にて芝罘に向けて出発している（『鎮西日報』明治33年8月11日付）。

官民による外国負傷兵への「慰問」は、日本の「文明」性を示す象徴的行為となった。服部知事の各国領事、病院への「慰問」をはじめとして、特にロシア海軍病院には天皇皇后それぞれの「御慰問使」の他、佐世保鎮守府軍医中監および小軍医、在京都華族総代も「慰問」に訪れた。華族会館長および華族有志者が組織する大日本帝国躬行会総代もまた、「慰問」を通知している⁽³⁷⁾。躬行会は、内外の負傷者につき、「東洋平和ノ為ニ戦ヒ文明ノ公道ノ為メニ犠牲」、「君等カ国ニ許シタル本懐ヲ盡サレタル結果」と表現し、「慰問」は「内外将卒諸君ノ苦痛ヲ慰籍スルニ足ル」ことであり、かつ徳義実修を目的とする会の規約に合致すると表明していた。

また、長崎では、知事の誘導にて傷病者・避難者を「慰籍警護」するための官民有志者による「慰安会」が組織された。この会員にはグラバー家の倉場富三郎、「稲佐」の松森熊吉も名を連ねている。市内各所の民家にも、避難者が配置される手筈となった⁽³⁸⁾。この他、後に「軍神」とされた橘周太の実兄橘常葉は、服部知事を介しロシア、フランスの傷病兵「慰安」のため合計92枚（ロシア士官に2枚、ロシア兵に11枚、フランス兵に79枚）の座布団を寄贈している。また、避難者の保養先の武雄においても、佐賀県が避難者のため殊に便宜を与えて厚遇せんと協議を凝らしていた⁽³⁹⁾。

これら官民による「慰安」活動は、大袈裟なものとなつて人々の眼に映った。慰安会の活動ぶりは、『鎮西日報』の投書欄にて「慰安会の挙や美なり而も中々大業なり外国に対する当地の關係上然る可しは可しだが大体斯ないでなければ長崎人士の顔面が揚がらぬから何時も此手でオダテらるゝが例だが此度は神主坊主迄引張込んであるそして無妻の者迄一様に同夫人付けで以て手許で取切つて新聞広告となる外国の手前大したものジヤソー迄せにやならんものか（芝蘭生）」⁽⁴⁰⁾と皮肉られている。ここには、日本の「文明」性を列強に披露するためのパフォーマンスとしての「慰安」活動の性格が浮かび上がるであろう。

ロシア海軍病院に収容されたロシア負傷兵数は、以下のようであった。『鎮西日報』によると、7月25日、天津にて負傷した兵を義勇艦隊汽船ニージュニー・ノヴゴロド号（旅順発）が7名⁽⁴¹⁾、8月2日には同汽船オリョール号（旅順発）が12名（2名重傷、6名軽傷、4名負傷か病気か不明）を搬送し⁽⁴²⁾、8月5日付によると負傷兵11名、同士官2名が院内

37 服部知事は、ドイツ船（使者派遣、7月5日）、ロシア海軍病院（同月7日）、フランス領事館および女学校（8月3日）、各国領事館および病院（9月26日）を慰問している。ロシア海軍病院には、知事の他、天皇の慰問使侍従武官海軍大佐井上良智、皇后の慰問使権掌侍北島以登子、男爵万里小路正秀式部官（7月16日）、佐世保鎮守府軍医中監若栗健吉、小軍医早川富次郎（7月28日、フランス領事への慰問もあり）、在京都華族総代貴族院議員男爵西五辻文伸（8月8日）が慰問した。また、9月中、華族会館長徳川家達は華族総代として伯爵坊城俊章および男爵吉川重吉を、躬行会幹事は総代松平忠威を長崎県に派遣することを通知している。

38 『鎮西日報』明治33年7月14日付。「稲佐」では、内藤、諸岡（島）、松森（常）、中村、福田、道永、富永の諸方が宿所として準備された。

39 『鎮西日報』明治33年7月28日付。

40 『鎮西日報』明治33年8月4日付。

41 『鎮西日報』明治33年7月27日付。

42 『鎮西日報』明治33年8月3日付。

に収容されていたことが知られる⁽⁴³⁾。その後、12月中の収容人数は士官病患者5名、水兵病患者16名、水兵負傷者15名、計36名であった⁽⁴⁴⁾。また、同病院にはフランス兵も収容されることがあった⁽⁴⁵⁾。

この他、旧居留地も避難者で充溢となり、外国人ホテルは大繁盛した。民家までもが彼らの宿所として準備されたことは先にも述べた。『鎮西日報』によると、7月中旬には、避難者の大半は手狭な長崎から横浜や神戸へ移動し、さらには本国へ帰る者、また小浜雲仙、嬉野、武雄地方へ赴く者もあったが、なお456名が長崎に滞在していたという⁽⁴⁶⁾。連合国軍の勝利確定後の8月18日付においても、長崎の避難者は帰国しつつあるもなお240名から250名が滞りしており(清国人の避難者も87名あり。多くはウラジオストク方面から避難)、「小浜雲仙等へは先頃多数の洋客当港より赴き居りしが昨今少しく客足減りたる様なるも一昨々日頃も一群の洋客は茂木を経て小浜に渡海するありしと」と、小浜、雲仙への保養客も数は減ったが避暑の時期でもあり多くの人々が滞在し続けていた⁽⁴⁷⁾。彼等のなかに雲仙や小浜などの保養地へ移転する人々がみられたことは注目できよう。

以上のように、長崎は、義和団事変に際し連合軍の兵站基地としての役割を与えられ、服部一三知事のもとで負傷兵や避難者等の厚遇策がとられた。ロシア艦隊が雲仙の官有地の借入を申し入れた明治33年9月とは、かように長崎が「文明国」の港湾都市として活性化していた時期であった。このような長崎の「文明」都市としての経験は、ロシア艦隊の「仁愛的」施設の設立計画、そしてそれに便宜を図ろうとした長崎県の行動の背景として留意できるであろう。

3. 港湾都市長崎の変容——「稲佐」の衰退と旧居留地ロシア社会の興隆

3-1. 「ロシア村」の衰退と人脈

雲仙の官有地賃借に際し志賀親朋がロシア艦隊のために起こした行動は、決して突飛なものではない。志賀は代々「稲佐」の庄屋を務める家系に生まれ、プチャーチン提督への「稲

43 『鎮西日報』明治33年8月5日付。5日入港の義勇艦隊汽船タンボーフ号(旅順発)により、さらに6名の負傷兵がロシア海軍病院に収容されている(『鎮西日報』明治33年8月7日付)。

44 『鎮西日報』明治33年12月11日付。翌月、明治34年1月中の同病院収容の病兵は25名、負傷兵は水兵8名、海軍士官1名(『鎮西日報』明治34年1月9日)。

45 明治32年の居留地解消直前の実態として、イギリス人医師を除き居留地内の外国病院はロシア海軍病院1ヶ所のみとされる(稲生典太郎『東アジアにおける不平等条約体制と近代日本』岩田書院、1995年、137-138頁)。『鎮西日報』によると、長崎に搬送され収容されたフランス兵数は以下の通り。明治33年7月30日入港のフランス軍艦グラバン号(大沽発)搬送の27名、翌31日入港の同軍艦デカルト号搭載の病兵4名が仮病院に収容予定(明治33年8月1日付)、8月5日付にはロシア海軍病院に負傷兵3名、病兵2名、フランス領事館に負傷士官1名、仏蘭西女学校に負傷兵76名、同病兵34名が収容されていたことが記されている。また、翌年7月12日付によると、フランス仮病院は閉鎖となり、以後、フランス人患者はすべてロシア海軍病院へ入院させることとなった。

46 『鎮西日報』明治33年7月14日付。

47 『鎮西日報』明治33年8月18日付。

佐」上陸許可以来、父親憲とともにロシア艦隊と日本側（官民間わず）の間に立ち交渉や取締りに携わった。志賀は、ロシア艦隊と地域住民、地方庁との間に位置し、「ロシア艦隊の港町」＝「ロシア村」を取り仕切る地域権力であったといえる。特に、明治8年以降、ロシア艦隊に所有地（屋敷の隣地）を賃貸したことは特記され、これにより、ロシア艦隊は長崎港に病院やバーニヤなどを建設することを得た。また、義和団出兵の際の負傷兵の収容準備時には、通訳を買って出ている⁽⁴⁸⁾。

志賀のみならず、「稲佐」住民が明治30年代に至ってもロシア艦隊との繋りを保っていたことは、明治34、5年頃の執筆と推定される『稲佐ト露西亜人』が伝えている。

現今ノ稲佐

浦汐ノ堅氷ニ閉サレ旅順ノ経営未ダ成ラザル時ニアタリテハ露国艦隊ハ毎年長崎ニ冬籠リヲ為シ在泊数ヶ月ノ長キニ亘リシガ今ヤ其出入ノ数大ニ減ジタルノミナラズ偶々来港スルモ数日ニシテ去リ稲佐ニ於ケル「おろしや」ノ呼聲ハ寂漠ヲ告グルニ至リ又然レドモ彼水兵ノ樂園トシテ期待サル、遊廓ハ其靴ノマ、登樓シテ板敷ノ広間ニ於テテーブルヲ囲ミテ痛飲乱舞シタル後チ日本流ノ寢室ニ入りテ快樂ヲ取ルナド他ニ多ク其比ヲ看出ス能ハザレバ露艦一般ニテモ碇泊セバ娼妓ハ数時間内ニ二三人ノマツロス客ニ有付ク盛況ニシテ搗テ、加ヘテ初メテ来遊スルモノト雖モ其用ヲ達スルニマゴツクコトナク泥酔シテ携帶品ヲ遺失セシ場合モ大抵旧主ニ戻リ其帰艦時刻ヲ忘ル、モノアレバ之ヲ保護シテ吊床ノ如キモノニ乗セ海岸マデ送致スル事アレバ大ニ彼等ノ安心ト信用トヲ博シ多ク楽ンデ多ク散財セントスル念ヲ生セシメタリ目今ニアリテハ大浦辺ニ数多ノホテル建設セラレ加フルニ軍艦ハ遠ク港口ニ繋留セシメラル、為メ交通便宜上士官ノ同地上陸ハ余程其数ヲ減ジタレドモ猶ホ民家ニ宿泊スルモノ尠シトセズ彼ノ道永お糸イノ宅ハ其筆頭ニ位スルモノニシテ同人ハ本邦人ノ間ニ格別ノ関係ナケレドモ能ク露語ヲ操リ苟モ日本ニ航セシ露国人就中軍人ニシテ同人ヲ知ラザルモノナキ程ナレバ從ツテ其名本国ニ聞エ同国皇族来遊セラル、事アルモ必ラズ一度接見サル、勢力ヲ有シ一種ノ日露近接ノ關鍵タル姿アリサレバ稲佐ニ於ケル露語ハ市中ノ英語ノ如ク之ヲ知ラザレバ幾多ノ損耗ヲ招ク事アルヲ以テ利害ノ関係上之ヲ話スモノニテ此レガ為メ諸種ノ業躰ニ利潤ヲ及ボシ産ヲ興シタルモノ少カラズ稲佐人ガ露国人ニ親ミ今猶ホ昔ニ異ラザル事決シテ偶然ニアラザルナリ⁽⁴⁹⁾

この史料は、ロシアの旅順租借後にロシア艦船の寄港が減少し「ロシア村」が寂れ、執筆当時の状況を「今ヤ長崎製氷会社ノ煤烟往時ヲ偲ハシムルノミトナレリ」と伝える一方で、いまだ「稲佐」がロシア人の「馴染みの宿」であったと述べる。遊廓を中心とした交わりのなかで、住民のロシア人水兵への対応は細やかで暖かく、またそれは住民の利益に深く結びついていたことを示している。

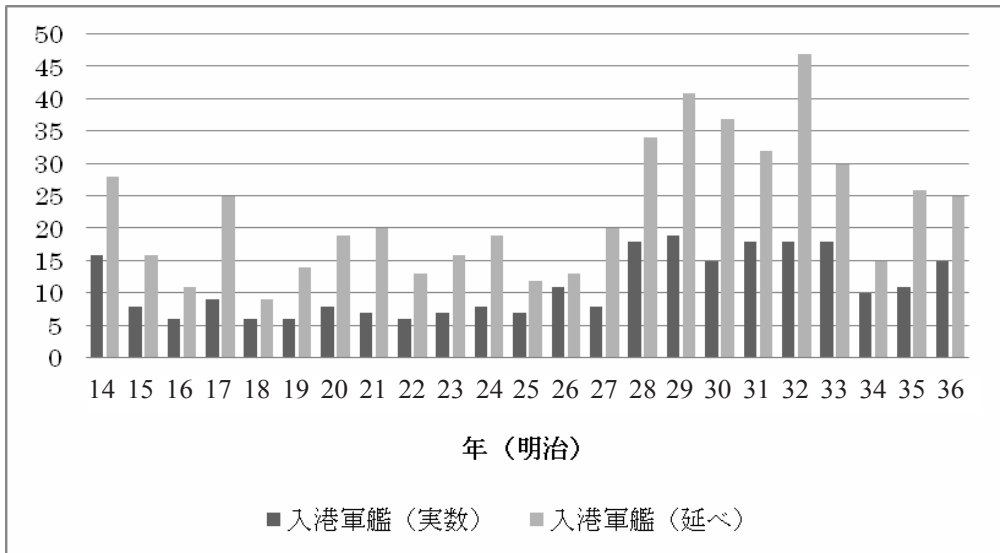
明治31（1898）年の旅順租借以後のロシア艦船の長崎港利用に関しては、大別して二つの見方がある。旅順租借をロシア艦隊の長崎ひいては「ロシア村」離れとして理解する場合と、

48 『明治三十三年北清事変ニ関スル書類』。

49 長崎歴史文化博物館蔵『稲佐ト露西亜人』。

反対にそれが長崎の繁栄に繋がったとする見方である⁽⁵⁰⁾。旅順租借後にロシア艦船の寄港が減少し「ロシア村」が寂れたと述べる『稲佐ト露西亜人』は、前者を裏付ける史料である。また、明治20年代後半に長崎を訪れたロシア人は、蒸気船の発展により碇泊および士官の「結婚」期間が短縮し「結婚」が「単なる買春」へと変化したと述べており⁽⁵¹⁾、すでに明治20年代後半の「ロシア村」衰退を指摘する。しかし、前者のみならず後者も間違いではないことが、ロシア軍艦の長崎港利用の概況を当時の長崎発行英字新聞より推定することにより判明した(表1～3)⁽⁵²⁾。

表1 長崎入港ロシア軍艦数の推移(明治14年～同36年)



50 長崎学の祖古賀十二郎(1879～1945)は「旅順がロシアの租借地となりてより後、ロシアの軍艦は、稲佐と漸次縁遠くなり、稲佐は、いよいよさびれて行くばかりであった。そして、日露戦争後、稲佐とロシア人との関係は、俄に断絶して了った」(古賀十二郎著、長崎学会編『丸山遊女と唐紅毛人(後編)』増補再版、長崎文献社、1995年、285頁)と述べる。一方、『長崎県史』は反対の見方を示し、「長崎港の繁栄も日清戦争後めざましく、ロシアが満州の租借地旅順に軍港を構えると、同国の東洋艦隊は、その規模を増し、冬期にはその艦隊所属の軍艦が避寒のため長崎港に入港することが繁くなった。明治三十年前後においては、常に数百隻の艦船が港内にあったという。この繁栄も、明治三十一年の米西戦争を頂点として次第に下り坂となっていった」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』(近代編)、吉川弘文館、1976年、769頁)と記している。

51 Краснов А.Н. По островам Далекого Востока. Путевые очерки. СПб., 1895. С. 69–70.

52 長崎歴史文化博物館蔵の *The Rising Sun and Nagasaki Express* (1881–1897.8) および *The Nagasaki Press* (1897.9–1903) を調査の上、表1から表3、および表5を作成した。前者の出版年は1874年から1897年で週刊、後者は1897年から1929年を出版年とし日刊である。両紙とも毎号長崎港出入艦船の動向を掲載している。明治34年7月より12月は欠号のため不明。

表2 長崎港碇泊ロシア軍艦数の推移

(明治14年～同36年) 春夏：4月～9月、秋冬：10月～翌年3月

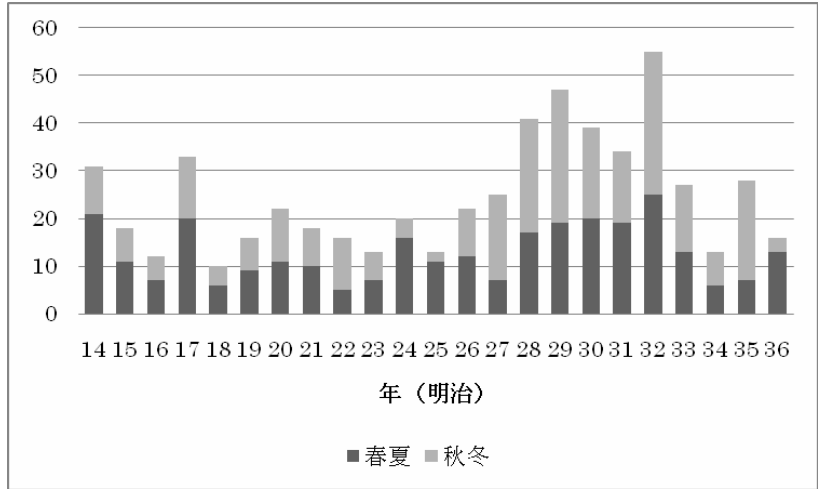
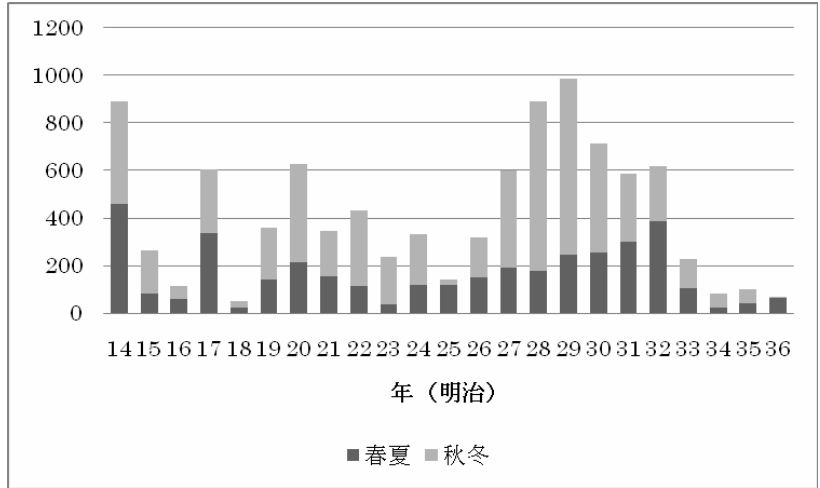


表3 長崎港碇泊ロシア軍艦総碇泊日数の推移

(明治14年～同36年) 春夏：4月～9月、秋冬：10月～翌年3月



まず、長崎港出入のロシア軍艦数であるが、日清戦争後の明治28年以降の増加に注目できる(表1)(明治34年は記録が上半期のみのため不明)。特に、明治28、29年秋冬期の碇泊日数の長さが目立つが(表3)、入港軍艦数の増加を考慮すれば特に際立っている訳ではない(表2)。もっとも、入港軍艦数が増加した分、ロシア軍艦の湾内占有率は上がりその華やかさを人々に印象付けたであろう。『鎮西日報』は、明治30(1897)年1月、長崎湾が長崎の「陰囊」ゆえに古来「玉ノ浦」と称されていることにちなみ「オロシヤ船は長崎冬季の鞆丸なり」と言う者がいると紹介しつつ、実際、昨今碇泊中のロシア船(軍艦8隻、商船4隻、

入港予定の軍艦1隻)に「鞏丸即ち金玉と云ふ亦宜なる哉」⁽⁵³⁾と詠嘆している。明治28年、三国干渉により翌年にかけての日本港湾での越冬が困難となったとしてロシアが膠州湾における越冬権を取り付けたことは周知のことであるが⁽⁵⁴⁾、実際、ロシア軍艦の長崎港への入港数および碇泊日数はむしろ増加していた⁽⁵⁵⁾。

ロシアが旅順を艦隊の本拠地とした明治31年以後の状況はといえば、軍艦入港艦数は格段に減った訳ではない(表1)。しかし、翌同32(1889)年からの碇泊日数が短縮傾向にあることに注目できる(表3)。具体的には、未だ明治31年の秋冬季には30～50日間程度碇泊する軍艦が6隻あったが、翌同32年は1隻に止まり、同33年以降皆無となる⁽⁵⁶⁾。この年の『鎮西日報』もまた、「同国が旅順口占領以来同国軍艦の冬籠りは同港に集り当港には一艘位に止まるより稲佐の不景気は実に甚しきものにて殊に昨今同地の貸座敷及び士官宿等にある上等淫売婦の如きは落胆し居るものゝ如く此等の上等淫売婦は当分望みなしと考へてか近頃市内に入込み某客舎其他にて旅客人を喰ものになし居ると云」⁽⁵⁷⁾と、ロシア軍艦の長崎港の長期利用が減少し「上等淫売婦」、すなわち「ラシャメン」が営業先を移したことを伝えている。

また、同紙は、ロシア艦隊が雲仙の官有地賃借を願い出していた明治34年、「稲佐に在る露国病院」の馬山浦への移転について報じている⁽⁵⁸⁾。実際のロシア海軍病院は「稲佐」ではなく南山手にあり、日露戦争に至るまで存在している⁽⁵⁹⁾。また、この海軍病院の存続とロ

53 『鎮西日報』明治30年1月9日付。

54 太平洋艦隊長官ティルトフ中将 С.П. Тыртов は、明治28年、凍結するウラジオストク、大きな欠陥のある芝罘、電信が日本人の手中にある朝鮮港湾、これまで利用していたが政治的關係上不便となった日本港湾と、それぞれの港湾が欠点を有していたため、膠州湾を最も便利な冬期碇泊地と言明し、ロシア外務省も不開港場であった膠州湾の開港に障害はないと考え、中国より今季に限り碇泊許可を取り付けた(Россия и Япония на заре XX столетия. Аналитические материалы отечественной военной ориенталистики / Под ред. генерал-майора В.А. Золотарева. М., 1994. С. 70-71. 同書(『20世紀黎明期におけるロシアと日本』)は帝政ロシア参謀本部の編纂になる)。

55 ロシア側では、膠州湾の利用はかえって日本との対立を招きかねないと考えられたようである。「我々は日本との対立を避けるため、膠州湾には関心がなく二度と越冬のために軍艦を派遣しないことを言明し、相変わらず専ら日本の海岸を利用し続けた」(Россия и Япония на заре XX столетия. С. 71.) という。

56 *The Nagasaki Press* (1898.10-1903)。

57 『鎮西日報』明治32年2月1日付。

58 『鎮西日報』明治34年1月19日付。「稲佐に在る露国病院」とは、明治19年に「稲佐」より南山手のロシア領事館隣に移転された海軍病院であろうか、あるいは、病院と「稲佐」のバーニャと取り違えたものであろうか。ロシア艦隊用施設が置かれていた「稲佐」の借地(志賀所有地)の期限は、明治31年10月28日であった。いつまでこの借地が使用されたのかは不明であるが、外務省の照会による明治26、7年中の居留地外の地所貸与に関する調査時には露国海軍省用として存在している(外記録3・12・1・101、「自明治二十六年一月至二十七年三月外国人居留地外ニ於テ外国人ニ地所ヲ貸与シ建家其外ノ建造ヲナサシメタル場合各開港場府県へ問合一件」)。

ロシア海軍病院の馬山移転については在韓林公使も把握しており、明治32年中、外務大臣青木周蔵に電報にて伝えている(外務省編『日本外交文書』第32巻、日本国際連合協会、1955年、261頁)。

59 『鎮西日報』によると、日露戦争勃発直前、来崎ロシア人はある筋の偵察や新聞記者の追跡から逃れるため友人知己宅やロシア海軍病院に起臥していたという(明治37年1月17日付)。また、

シア海軍の馬山の専管的使用（＝基地化）が日本の妨害により実現しなかったこととの関連性については判然としない⁽⁶⁰⁾。しかし何れにしても、ロシアの旅順租借後、軍艦の碇泊日数が短縮していた上、海軍病院の移転というロシア艦隊の長崎「引き揚げ」に現実味を与える風聞が流布していたことに注目できよう。

以上のように、雲仙のサナトリウム建設計画当時、長崎におけるロシア軍艦の碇泊日数は短縮し「稲佐」は全盛期を昔日のものとしていた。但し、「稲佐」がロシア艦隊との間にそれまで築き上げた人脈は健在であり、「ロシア村」としての機能を完全に失った訳ではないことにも留意すべきである。

3-2. 旧居留地におけるロシア人の増加

一方、明治20年代後半より30年代にかけて、「稲佐」とは対照的に、旧居留地社会（居留地は明治32年撤廃）ではロシア人の姿が急激に増加した。明治20年代になり増え始めた在留ロシア人数は、明治28年より同31年にかけてピークを迎え、在留外国人中第1位となった（表4）⁽⁶¹⁾。

在留ロシア人の増加は、第一に、汽船の発達によるものと考えられる。ロシア海軍省傘下の義勇艦隊所属汽船の増加とともに、明治14（1881）年の三菱による神戸（長崎経由）—ウラジオストク線の開設以降、欧州ロシア—極東ロシア間、ウラジオストク—長崎間の人の流れが活発化していたが、とりわけ、明治21（1888）年のシェヴェリョフによるウラジオストク—朝鮮—上海間の定期航路の開設、翌年の日本郵船による上海—ウラジオストク線の開設といった明治20年代初期の航路開拓は日本とロシア、中国との海運競争を激化させていた⁽⁶²⁾。特に、上海—朝鮮間の定期航路開設は、「世界経済」の外部にあった朝鮮を東アジア経済の中心である上海ネットワークに組み込み、それまで上海と朝鮮との中継貿易を担っていた長崎が「世界経済」構造のなかにおける役割を終え観光の対象となっていったと説明される⁽⁶³⁾。確かに、明治20年代後半以降、ロシア商船の長崎出入港数は増加を続け、同32年以降はさらに著しい伸びをみせており（表5）、民間のロシア人が温暖な長崎ひいては雲仙をリゾートとして利用していく。しかし一方で、英米による居留地貿易の衰退に対し、

戦争勃発後、領事館および海軍病院のある山手は梅ヶ崎署の保護が嚴重であったとされる（同年2月13日付）。

- 60 『20世紀黎明期におけるロシアと日本』は、旅順租借後も大部分のロシア海軍軍人は旅順に利はないとして朝鮮半島の港湾の獲得を断続的に主張しており、特に日本が警戒したロシア艦隊の馬山浦獲得の動きは、日本を想定した防御基地の役割と東洋における覇権を占う戦略的な基地との認識によるもので、主に石炭庫と中継ステーションの建設を目的としていたと記している（*Россия и Япония на заре XX столетия*. С. 180–181.）。
- 61 長崎県警察史編集委員会編『長崎県警察史（上巻）』長崎県警察本部、1976年、1310–1313頁。
- 62 片山邦雄『近代日本海運とアジア』御茶の水書房、1996年、28–34頁。ウラジオストクに義勇艦隊の出張所が置かれたのは、明治13（1880）年。商人シェヴェリョフは、明治15年にウラジオストクに事務所を設け、ロシア政府と契約を結び郵船の定期航路を開設した（航路は漢口発、上海、長崎、ウラジオストク他「極東」ロシア。上海—長崎線は明治19年廃止）。
- 63 根橋正一「長崎の『世界経済』編入と国際観光化：長崎・雲仙リゾートの成立」『流通経済大学社会学部論叢』第15巻第1号、2004年。

表4 主な長崎在留欧米人数の推移（文久2年～明治40年）（『長崎県警察史』（上巻）より作成）

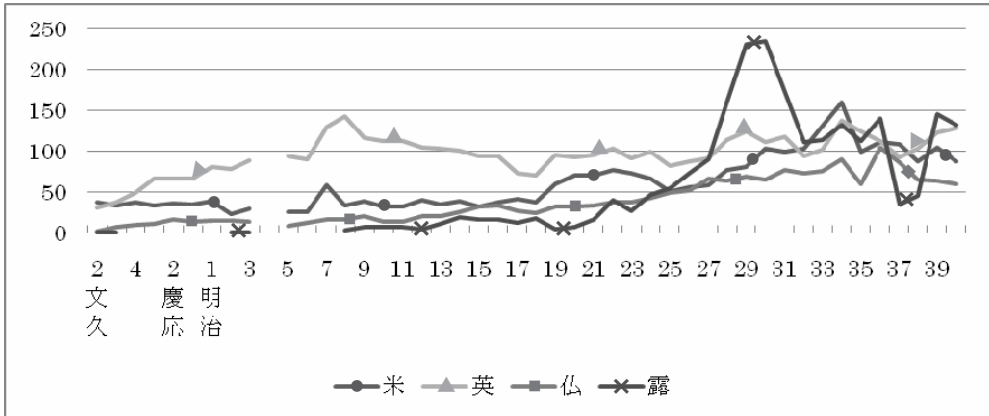
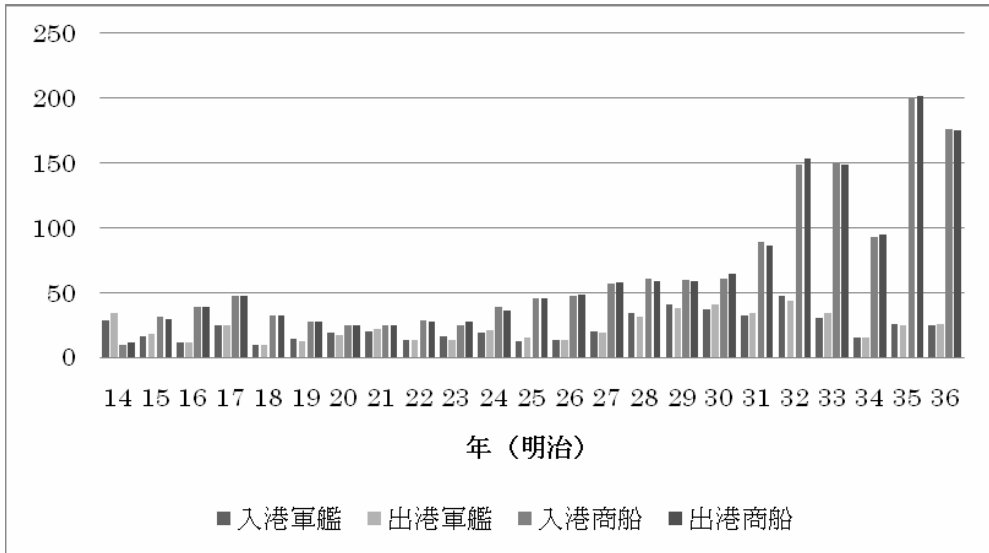


表5 長崎港入ロシア艦船数（延べ）（明治14年～同36年）



対露貿易が勃興していったことには留意すべきである。日本商人は製茶の輸出などのロシア貿易で利益を上げるようになり⁽⁶⁴⁾、明治30年には露清銀行が長崎に本格的な支店を構えている⁽⁶⁵⁾。

64 英米系商館は明治中期を境として横浜あるいは神戸へ移動する傾向にあったが、ロシア商人は増加し日露戦争勃発まで対露貿易が栄えた。大浦川左岸、下り松海岸沿いの歓楽街が繁盛し、下り松の50番波止場は「ロシア波止場」と呼ばれロシア貿易専用に使われたという（山口光臣『長崎の洋風建築』長崎市教育委員会社会教育課渡辺九平発行、1967年、72頁）。ロシアとの製茶貿易については、原康記「明治期長崎港における製茶輸出組織の変遷について」『九州産業大学商経論叢』第37巻第1号、1996年、が詳しい。

65 露清銀行は、明治30（1897）年、大浦4番の日清貿易会社内に設置され、日清貿易会社が代理店となって業務を開始したが、同34年頃、大浦下り松48番に移転し、露清銀行長崎支店として本格的な業務の躍進に乗り出した（浜崎『長崎異人街誌』104頁）。

かような汽船の発展に加え、国際情勢がさらに旧居留地とロシアとの関係を密接にした。義和団事変中、ある商店は『鎮西日報』にてロシア語ができ朝8時頃の1時間およびロシア郵船入港時は終日勤務可能な人物を募集しており⁽⁶⁶⁾、それに対し希望生と名乗る者が町名および店名を問い合わせる投書もみられる⁽⁶⁷⁾。ロシア語が可能な人材が求められたのである。また、日本が警戒感を示したロシア海軍による朝鮮半島港湾の獲得の動きにも、長崎が関わっていたとみられる。馬山の栗九味の石炭庫建設を請け負ったのは長崎の「ヤンスホーク」であること⁽⁶⁸⁾、また、朝鮮半島各地におけるロシアの土地買収には長崎地方の商人がロシア人の手先となって奔走していることなどが『鎮西日報』に報じられている⁽⁶⁹⁾。

旧居留地におけるロシア社会の発展は、新たに汽船乗組員のための休息所の必要性を生じさせた。在長崎のガガーリン領事は、1901年11月1日付の東京のイズヴォリスキー公使宛書翰にて長崎港の重要性とともに同港における汽船のための「海の家 Морской дом」の設置の必要性を述べている。

極東海域におけるロシア船の航海の増加と急速な発展は、ヨーロッパと東アジアのロシアの諸港の間の休息所にあるコーリング・ステーションとしての長崎港の重要性を増大させています。ロシアの旗のもと極東を遊弋するすべての艦船は、石炭搭載のためだけでも長崎に寄港しております。

長崎の投錨地に一隻のロシア艦船もないことはめったにありません。我々の港には我が商船の航海にて高まっている需要に応えるドック、造船および機械のための工場が存在しないため、我が船主たちは日本の工場のサービスにすぎり長崎の民間会社のドックを利用せざるを得ないのであります。…(中略)…長崎近郊の健康によい温泉、穏やかな気候、比較的生活費が安いこと、連絡の便利さ—これらすべてがロシア人居留地の拡大の原因であり、居留地においては、すでに今や、街中では300以上の居留民を数えます。一時逗留者、旅行者のことは述べるまでもありません。

上述のことは、長崎の意義が、我々の利益にとり大きく、さらに今後も我々の東アジアの辺境での発展しつつある活動に相応して増大するであろうことを示しております。

喜ばしいこと—我等の航海の発展—と同時に、その否定的な側面にも注意を傾けざるを得ません。つまり、さまざまな理由により長崎に長居する不幸な水兵、船員そして乗客たちの増え続ける数に、であります。彼等は、異国にて、通常、わずかなお金もありませんが、特定の場所を見つけたら、あるいは何れかのロシア汽船で出港するまでの一時的な隠れ家を探すことを余儀な

66 『鎮西日報』明治33年6月16日付。

67 『鎮西日報』明治33年6月20日付。

68 『鎮西日報』明治34年1月19日付。「ヤンスホーク」とは長崎の「ギンズブルグ」商会 торговый дом «М. Гинсбург и К°» のことであろう。ポゲンポリによると長崎の義勇艦隊出張所もこの商会内であったといい(Логгенголь М. Очерк возникновения и деятельности Добровольного флота. СПб., 1903. С. 242.)、また、明治33年8月1日付在馬山領事坂田重次郎より青木外務大臣宛報告によると、同商会は在長崎馬山浦土地買収「シンヂケート」の中堅であり、居留地第一の大地主であったという(『日本外交文書』第33巻、1956年、245頁)。

69 『鎮西日報』明治34年3月13日付。

くされております。これらの不幸な人々は、長崎において安く適当に落ち着けるような条件を持ってはいないのです…（後略）…（下線筆者）⁽⁷⁰⁾

長崎港は、「海の家」の設立が緊要な課題となっている「目下唯一の外国の港」⁽⁷¹⁾とみなされていた。石炭、ドックに加え温泉があり、気候も良いため医療的な価値が高く、生活費が安く他港との連絡が便利との如く、長崎港は好条件が揃った良港とみられていたのである。

4. 国際的保養地としての雲仙の発展

4-1. サナトリウム建設に対する地域住民の「激昂」

長崎県知事の小村外相宛上申書中に登場した志賀出願の「反対者」について考えてみたい。実際、当時、ロシア艦隊が雲仙に病院を建設することに対し地域住民が「激昂」しているとの風説が東京の新聞に掲載されていたという。明治34年11月5日付『鎮西日報』は次のように述べている。

当市の志賀親朋氏の名義を以て島原温泉の官有地内宅地若干坪を借入れたる件に就き近日の東京諸新聞には該地所は露国人が海軍病院を建設するの目的を以て志賀氏の名義にて借入れたるものにして之が為め同地方人民の激昂一方ならずなど記載せるものあるが今その筋に就て探聞する処によれば志賀氏か右地所借入の出願をなして認可の指令を得たるは去八月の事にして借入年限は五ヶ年の契約なりとその借入の目的は如何なるものなるやは知るべからざるも風説によれば同地に一大家屋の如きものを設置して露国人を収容するものにしてその資金の如きも露国人より支出する筈なりと云へりその果して海軍病院なるや否やを知らざれども現在に於ても露国の陸海軍人が当港の海軍病院に於て療養し稍々回復するを俟ちて予後の療養として島原温泉に赴くは敢て珍しとなさざれば是等の療養患者を収容するの目的なるやも知るべからず是等の事情より或は海軍病院建築等の風説を孕出したるものならんか右の地所借入に就ては同地温泉営業者間にその営業上より故障を唱へたることありしもこれも郡長村長等の調停によりて今は落着したるよし或はその訛伝にはあらざるか何れにしても志賀氏等の計画は未だ詳細に聞くを得ざるも目下の処地方人民の激昂等は跡もなきことなるべし（下線筆者）⁽⁷²⁾

この『鎮西日報』の記事は、郡長および村長の調停に至るまでの「反対事件」の真相をほ

70 АВПРИ, ф. 150, оп. 493, д. 941. Об устройстве в гор. Нагасаки русского убежища для немущих под названием «Морской дом» и о сборе пожертвований на означенное учреждение. 1901–1917 гг. Консул в Нагасаки НС князь А.А. Гагарин – послу России в Токио ДСС А.П. Извольскому. Нагасаки, 19 октября / 1 ноября 1901. № 622.

71 Там же. 「海の家」にはイギリス、アメリカの「シーメンズ Seamens'」、 「セイラーズ・ホーム Sailors' Home」が引き合いに出されている。「海の家」とロシア義勇艦隊長崎出張所との関連は不明。この出張所は、大正8年刊の地図にも「露国義勇艦隊支店」として名を留めている（生野梅仙『長崎市地番入分割図：付市内著名録名所案内』鎮西精図社、1919年）。

72 『鎮西日報』明治34年11月5日付。

ば正確に伝えている。実際、志賀の出願地のうち第 16 号および第 18 号は以前より原湯を浴場へ引く樋道用として「山の湯太夫」加藤家の当主鎮吉郎に借用が許可されており、志賀出願当時、鎮吉郎はその期限が満了に至り借地の更新を願い出たため「反対者」となったのである。ゆえに、志賀は出願の翌年（明治 34 年）7 月 8 日、借地が許可されればその区域内へ温泉引用のために樋道を敷設すること、またそれが修繕を要する時には借地内の立入りに異存なしとの譲歩を申し出た⁽⁷³⁾。一方、田中小浜村長は 7 月 22 日付にて第 16 号および第 18 号地は樋道のため浴場に不可欠であり加藤には将来改良を加えたいとの希望があるため敷地を分け樋道に必要な分を志賀へ貸与する案を⁽⁷⁴⁾、また松原南高来郡長も 8 月 1 日付にて加藤へ貸与せずば「将来浴場改良上大ニ差支ヲ生スベクト相見込」まれるとして村長の意見通りにすべき旨を荒川知事に上申した⁽⁷⁵⁾。長崎県にてこの件を担当した内務部第二課は、志賀の借地自体は願地が長年空地であり貸し渡しても「何等差支無之」、借地料も既定率の通りで不相当なしとして、加藤との分割も含め許可の方針を知事に伺い出たとみられる⁽⁷⁶⁾。これにより、8 月 5 日、荒川知事は 5 ヶ年の期限で以下の 6 項目の条件を付し志賀の官有地借用を許可することとし、郡役所に指令書を公布し 8 月 10 日に志賀へ土地を引き渡すことを命じている⁽⁷⁷⁾。指令書によると、借地面積は 1 町 2 反 6 畝 11 歩であり、貸し渡し条件は、①借地により公害の虞または公益上必要が認められた時は無償にて許可を取り消すか願人に費用をもって相当の設備をさせることがある、②許可により得た権利は担保または転貸できない、③借地は目的以外の用途に供することができない、但し遊歩場を宅地に変更する許可を受けた時はこの限りでない、④借用年料金合計 10 円 73 銭は納入告知書の指定期限内に上納しなければならない、⑤借用期限は許可日より満 5 ヶ年を限りとする、⑥許可を得た地名、坪数、許可年月日、借用期限、願人の姓名を表示した表札を掲げなければならない、であった⁽⁷⁸⁾。借地面積は明治 33 年 12 月中の出願当初志賀が既に提出していた請書に記されていた面積と同様であり、樋道分を除いてもさほど変わらなかったとみえる。条件については志賀が付していたものより内容が具体的であるといった程度の差異がみられるが、通常官有地の借用を許可する際のものとは比して大差はない。志賀は、①貸付期間中でも官用に必要な時または公害の虞がある時は何時でも無償で返還すること、②借地権は官許を得ずして担保貸付または転貸できない、③官許を得ずして当初の目的以外の使用または土地の原形を変えることができない、但し官許を得て土地の原形を変えた時は借地人が自費で原形に復して返還すること、④借地に係る一切の費用は借地人が負担すること、⑤借地料は納入先の指定期日に完納すること、との 5 項目の条件を付していた⁽⁷⁹⁾。

東京の新聞は、ロシアの政治的な動きと結び付けてのことであろうか、志賀出願に対する現地の住民の反対を「激昂」として誇張して伝えた。しかし、加藤鎮吉郎の「反対」は、自

73 『第二課事務簿』明治 34 年 7 月 8 日付志賀親朋より荒川長崎県知事宛上申書。

74 『第二課事務簿』明治 34 年 7 月 22 日付田中小浜村長より荒川長崎県知事宛上申書。

75 『第二課事務簿』明治 34 年 8 月 1 日付南高来郡長松原実義より荒川長崎県知事宛上申書。

76 『第二課事務簿』「官有地貸渡ノ件」、許可理由。

77 『第二課事務簿』「官有地貸渡ノ件」、明治 34 年 8 月 5 日付荒川長崎県知事より南高来郡役所宛訓令。

78 『第二課事務簿』「官有地貸渡ノ件」、明治 34 年 8 月 5 日付荒川長崎県知事より志賀親朋宛指令書。

79 『第二課事務簿』明治 33 年 12 月 4 日付志賀親朋より長崎県知事宛「官有地拝借受書」。

己の利益および温泉の発展を考えればのことであり政治的な対立とは無縁であった。ロシア艦隊の借地に関し、現地での受け止められ方は冷静であったのである。長崎の人々にとり、ロシア海軍病院は幕末より慣れた存在であった。また雲仙の人々の眼にも、同病院より転地する病兵は珍しく映らなかったのである。

4-2. 「温泉近代の誘導者」としてのロシア艦隊

ロシア公使の小村外相宛書翰および荒川知事の外相宛復申にも「地方改良」といった言葉がみられるが、確かにロシア艦隊が雲仙の活性化に一役買っていたことは否めないであろう。大正5年8月、『大阪朝日新聞』は「…（前略）…其後明治六七年の頃から此地に限りて外人の入込むことを許されたと称せらるゝが稍々盛んになり出したのは露国の東洋艦隊が長崎を冬期の根拠地にして居た時代からだといふ、言はゞ温泉近代の誘導者は露西亜人で之れに応ずる設備等に最初の努力を払つたのが湯元の加藤某である、加藤氏の後に中村房一氏起つて之れが経営に当り新湯を開き温泉ホテルを創設したのだそうなが…（後略）…」⁽⁸⁰⁾と伝えており、また、『雲仙嶽と島原半島』（大正15年）には長崎のロシア海軍病院より多数の療養者を迎えるに至り雲仙の各ホテルが盛況を来したと記されている⁽⁸¹⁾。

雲仙は、明治時代に外国人の入湯が解禁となり、外国人客が本格化した明治10年代初期以降⁽⁸²⁾、国際的な避暑地として繁栄していった。当初は長崎あるいは九州在住の外国人たちの避暑リゾートであったが、明治20年代以降、近代的観光地として発展していく⁽⁸³⁾。明治22（1889）年に上海の『ノース・チャイナ・デイリー・ニュース』に記事が掲載されるや、上海、香港、南方やロシアよりも避暑客が訪ねるようになった。明治27年頃から30年代にかけては新しい外国人向けホテルが整備され、登山者は年毎に増加した。明治32年、夏季に限り郵便電信取扱所が設けられたことは夏季の滞在者の増加を物語っている。

雲仙にてロシア人が多数を占めるようになったのは日清戦争後とされる。ハルビン、ウラジオストクからも温泉療養者が四季を通じて滞在し、ロシア語が通用するようになったという⁽⁸⁴⁾。義和団事件、ロシア艦隊の借地出願の翌年（明治34年）は、多くの外国人客を見込み例年より早い5月に郵便電信取扱所が開設されたが、同月の滞在外国人のうち英米人は僅かに1、2人であったのに比べロシア人は30名内外と抜きんでて多かった⁽⁸⁵⁾。6月～7月

80 長崎県立図書館蔵『大阪朝日新聞』（九州版）大正5年8月5日付。

81 園孝治郎編著兼発行『雲仙嶽と島原半島』雲仙社、1926年、66頁。

82 雲仙における外国人客の受け入れ態勢の本格化は明治10（1877）年頃、収容力の限界から新湯温泉が開かれたのは同11年である。外国人の内地旅行には「外国人旅行免状」が必要であったが、翌同12年5月、柄崎（高雄）、嬉野、小浜、温泉（雲仙）への養病目的とする温泉入浴については、長崎県が湯治免状を交付することとなり、同時に戸長取扱心得および入浴外国人心得が規定された。戸長心得には、取締と同時に「外国人へ応接ヲ為サントスル時ハ相当ノ礼ヲ施シ言語等ニ至ルマテ能ク注意可致事」との箇条もあり、外国人のもてなしに関する指示もあった（『長崎県警察史（上巻）』1348-1350頁）。

83 根橋「長崎の『世界経済』編入と国際観光化」参照。

84 長崎県編集発行『雲仙の歴史』1984年、19頁。

85 『鎮西日報』明治34年5月12日付。

15日中においても、国別外客総数236名中155名とロシア人が8ヶ国中最多であった(表6)。

ロシア水兵に関しては、7月10日付『鎮西日報』に古湯の「浴客は主に日本人なるとも目下十有余名の露独人あり又露国水兵三十名避暑の為め此地に寄宿す人家凡三十戸旅館としては湯元ホテル(和洋両向)万屋河屋遠州屋其他三四あり」⁽⁸⁶⁾と記されており、この頃30名が避暑目的にて古湯の民家やホテルに寄宿していたことがわかる。その後、8月となると英米各国、上海、香港、ウラジオストク等の諸外国人の浴客が日々増加し230名から240名に達し、ホテルも狭隘となり小浜警察分署がにわか駐在所を設けて内外人の保護安寧を図る事態となるが、同月下旬には気温が華氏80度(摂氏26、7度)を上下し朝夕は単衣では寒さを覚えるようになり⁽⁸⁷⁾、日々涼気を催すにつれ浴客も減少した。9月初旬の外国浴客は120名内外、ロシア水兵が20余名ばかりであったという⁽⁸⁸⁾。

国名	雲仙滞在人数
ロシア	155
イギリス	40
ドイツ	12
アメリカ	18
フランス	5
ポルトガル	3
イタリア	2
清国	2
総計	236

表6 明治34年6月～7月15日中雲仙滞在外国人人数
(『鎮西日報』明治34年7月12日付より作成)

5. 日露の政治的対立の深刻化と日本政府の対応

5-1. 外務省の謝絶

日本政府は、明治8年、同19年と二度にわたりロシア艦隊が「稲佐」に艦隊用施設のため民有地を賃借することを許可していた。特に、明治8年の許可に関しては、中央省庁間における意思の不統一や相互の意思不通および理解不足のみならず、外交案件も含め中央省庁の意思を貫徹しない地方庁の専断的傾向が目立った⁽⁸⁹⁾。しかしながら、雲仙の官有地賃借をめぐるのは従来と異なり、外務省の不許可の見解が反映されることとなった。

外務省は、まず以下の関係法律の調査に着手したようである。第一に、荒川知事が触れた官有地特別処分規定、会計法である(2-1.参照)。会計法(明治22年2月法律第4号)第24条は、法律勅令をもって定めた場合の外、政府の工事または物件の売買賃借はすべて公告のうえ競争に付すことを定めていたが⁽⁹⁰⁾、官有地特別処分規則(明治23年7月勅令第135号)第1条「内務大臣ハ左ノ場合ニ限り官有地ヲ競争ニ付セス随意ノ契約ヲ以テ貸渡又ハ売渡スコトヲ得」およびその第2項「不用ニ属スル官有地一箇所ノ坪数百五十坪ニ満たス其評定価格二百円以内ノモノヲ売渡又ハ其貸渡料一箇年五円以内ニシテ貸渡期限五箇年以内

86 『鎮西日報』明治34年7月10日付。

87 『鎮西日報』明治34年8月20日付。

88 『鎮西日報』明治34年9月8日付。

89 宮崎「明治初年における外国軍隊の『基地』経験」。

90 明治22年2月11日法律第4号、会計法第24条には、「法律勅令ヲ以テ定メタル場合ノ外政府ノ工事又ハ物件ノ売買賃借ハ総テ公告シテ競争ニ付スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ競争ニ付セス随意ノ約定ニ依ルコトヲ得ヘシ」とある(内閣官報局編『法令全書』第22巻-1、原書房、1978年、54頁)。

ノモノヲ貸渡ストキ但望人二名以上アルトキハ此限ニアラス」⁽⁹¹⁾により、競争に付さずとも売買および貸渡が可能であった。また、官有地の売買譲与交換および貸付を内務大臣の権能とする官有地取扱規則（明治23年11月勅令第276号）⁽⁹²⁾、官有土地水面の処分（明治24年7月内務省訓令第14号）についても調査されている。後者の第1条第5項「直接公用ニ供セサル五町歩以下ノ官有土地水面ヲ相当ノ料金ヲ徴シ貸付スル事」⁽⁹³⁾に該当する場合、処分は府県に委任され、処分後に内務報告例にて報告することとなっていた。

この件を管轄する内務省が動いたのはロシア公使による最初の要請のほぼ一年後、同公使よりの再度の要請の後と考えられる。明治35年10月16日、ロシア公使は小村に覚書を手交し、所轄官庁はサナトリウムの新設計画に好意的であるとして計画の実現を訴え、サナトリウムの仁愛的な性格とそれが雲仙にもたらす実利を強調し、最初の要請時よりも長期となる少なくとも50ヶ年間の地所の貸与とともに、豊富な鉱水と飲料水の用益権を約束する賃貸借契約の締結を許可するよう要請している⁽⁹⁴⁾。この催促を受けてのことであろう、内務省は未だ省議に至っていなかったが、地理課中で詮議中の意見として、ロシア領事への官有地貸与を「絶対的ニ拒絶候事ハ難相成」⁽⁹⁵⁾とする判断を11月17日付で外務省に急報した。その理由として地理課長は、以下の4点を挙げている⁽⁹⁶⁾。第一に、外国人に対する土地規定は明治6年布告第18号地所賃入書入規則第11条が売買、賃入、書入を禁止するのみで、外国人に対し土地の貸渡を法規上拒絶できず⁽⁹⁷⁾、外国の民法規定では外国法人が認められているため法令または条約が禁止しない場合、国を当事者として契約することを拒めない。第二に、国有の土地の売渡、貸渡は、会計法の規定によれば法律勅令をもって除外するものの他はすべて公告して競争に付さなければならず、競争に付さず随意の契約ができるのは官有地特別処分規則第1条、官有地取扱規則第7条⁽⁹⁸⁾、明治24年勅令第75号⁽⁹⁹⁾、同30年勅令第15号⁽¹⁰⁰⁾に規定のあるもののみである。外国がその病兵の療養所を建設するには、そのうち官有地特別処分規則第1条第2号に該当するのみで、たとえ何人が当事者であろう

91 明治23年7月22日勅令第135号、官有地特別処分規則（『法令全書』第23巻-2、1978年、308頁）。

92 明治23年11月25日勅令第276号の官有地取扱規則には、第1条「官有地ノ売買譲与交換及貸付ハ内務大臣之ヲ処理ス」などがある（『法令全書』第23巻-3、1978年、660頁）。

93 明治24年7月24日内務省訓令第14号第1条第5項（『法令全書』第24巻-2、1979年、193頁）。

94 外記録、3・12・1・127、明治35年10月16日付ロシア公使より小村外務大臣宛覚書（仏文）。

95 外記録、3・12・1・127、11月17日付内務省より外務省宛書翰。

96 外記録、3・12・1・127、11月17日付内務省より外務省宛書翰、付属別紙。

97 明治6年1月17日太政官布告第18号地所賃入書入規則第11条は、「地所ハ勿論地券ノミタリトモ外国人へ売買賃入書入等致シ金子請取又ハ借受候儀一切不相成候事」と規定している（『法令全書』第6巻-1、1974年（覆刻原本明治22年）15頁）。

98 明治23年11月24日勅令第276号、官有地取扱規則第7条には「官有地ヲ開墾センコトヲ請フモノアルトキハ無料ニテ之ヲ貸付スヘシ但開墾成功ノ後業者ニ於テ該地ヲ払下ケントストキハ予メ契約ニ依テ其代価ヲ定メ置クヘシ」とある（『法令全書』第23巻-3、660頁）。

99 明治24年7月11日勅令第75号は「外国公使館敷地トシテ官有地ヲ貸渡ス場合ニ於テハ競争ニ付セス随意ノ約定ニ依ルコトヲ得」と規定する（『法令全書』第24巻-1、1978年、114頁）。

100 明治30年2月17日勅令第15号は「国ノ起業ニ係ル工事ニ要スル土地ニシテ買収又ハ収用ノ後未タ其ノ土地ニ工事ヲ施行セサルモノハ其ノ施行ニ至ル迄随意契約ヲ以テ之ヲ其ノ旧所有者ニ貸付スルコトヲ得」である（『法令全書』第30巻-2、1981年、61頁）。

とも貸渡料は1ヶ年5円以内、年限5ヶ年であり、これを超える場合において随意に契約できないに過ぎない。第三に、現今においては1ヶ年の貸渡料は5円以内であるが貸渡期限満了時に貸渡を継続する時は、官有地取扱規則第14条により地方長官がその評価をすることができないため、地価の騰貴によって1ヶ年の貸渡料が5円を超える時は官有地特別処分規則第1条第2号の範囲外となり随意の契約によって貸渡ができない。第四に、仮に競争に付して競落人に貸し渡すとしてもその年限は官有財産管理規則第7条および民法の規定を遵守しなければならない。官有財産管理規則第7条は「農工其ノ他ノ營業及住居ニ供スル土地ハ三十年以内」⁽¹⁰¹⁾と規定しており療養所は住居と称するに適しないが、これを準用して貸し渡す場合、民法第604条の規定によりその期間は20年を超えることができない⁽¹⁰²⁾。

外務省の回答は、翌日の11月18日に起草され12月11日付でロシア公使へ伝えられた。これは、日本政府はサナトリウム計画の仁愛的性格を認めロシア海軍省の希望を実現できないことを遺憾とするが、「問題の用地の賃貸借は、法定期限を超えない期間において行われ得る」ゆえに、「この問題に関する日本の現行法規に基づき、ロシア帝国海軍からの官有地の申入れのごとき目的のための賃貸借契約は、5ヶ年期限でしか許可されない」⁽¹⁰³⁾として、少なくとも50ヶ年の期限を希望するロシア艦隊の要求を拒けるものであった。内務省よりは官有地財産管理規則第7条及び民法第604条に照らし最高で20ヶ年を超えない条件での貸与も提示されていたが、外務省は結局官有地特別処分規則第1条第2号を採用したのである。

このように、外務省の謝絶理由は法典を尊重するものであったが、真意も文字通り法秩序を重視したものであったのかは判然としない。日本政府の外国人への貸地方針を顧みると、各開港場では居留地外においても病院を含めさまざまな目的で外国人へ地所を貸与する場合が少なくなかった⁽¹⁰⁴⁾。外国政府所管の海軍病院に限ってみても、ロシアに限らず横浜には英、米、独所管の海軍病院があり、イギリスには明治12年5月31日の契約により海軍病院設立のため、アメリカには同4年9月12日の契約により同目的で、ドイツには明治10年7月10日の契約により目的を定めず土地が貸与されている⁽¹⁰⁵⁾。何れも外交、法整備が未熟な明治初期の貸与であり、日清戦争を経験し領事裁判権も撤廃した後の明治30年代とでは状況が異なるかもしれない。しかし、雲仙の場合も地方庁の寛容な意見を考慮し、内務省の提示に従い別の法律に依拠すれば許可しうる余地はあった。ゆえに、ロシアへの謝絶には、当時の外務省の政治的な見解が反映された可能性も否定できない⁽¹⁰⁶⁾。

101 明治23年11月24日勅令第275号官有財産管理規則（『法令全書』第23巻-3、657頁）。

102 明治29年4月23日法律第89号民法第3編第2章第604条には「賃貸借ノ存続期間ハ二十年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ之ヨリ長キ期間ヲ以テ賃貸借ヲ為シタルトキハ其期間ハ之ヲ二十年ニ短縮ス」とある（『法令全書』第29巻-2、1980年、92頁）。

103 外記録、3・12・1・127、明治35年12月11日付ロシア公使宛書翰（仏文）。

104 外記録、3・12・1・101。

105 外記録、3・12・1・127、参考「開港場ニ於ケル外国政府所管ノ病院」。

106 日本政府による謝絶の後、志賀名義による官有地の貸与までもが消滅したのか否か、返却の届書等の関係書類が見つからず不明である。そのまま志賀名義での借用を続けるのならば、日露戦争をはさんで5ヶ年期限の明治39（1906）年7月まで借用権利があったが、恐らく使用しなかったのではないと思われる。

5-2. ロシアに対する警戒感

長崎県がロシア艦隊への雲仙官有地の貸渡を許可しようとしていた時期、一方では、ロシア軍や日本国内のロシア人の動きに対する日本政府の警戒が表面化し、芳しくない風説も少なくなかった。かような日露に関わる重苦しい情勢もまた、ロシア艦隊のサナトリウム建設計画の実現を阻んだ一つの背景としてみることができよう。

この頃の日本の軍事行動にはロシアを意識したものが目立つ。列強との初めての共同行動となった義和団事件に際する陸軍派兵もロシア軍の出兵が直接的契機となったとされ⁽¹⁰⁷⁾、ロシア負傷兵の救護協力に関しても「露兵ヲ本邦ニ送ルハ不得策」として難色を示す軍人もあった⁽¹⁰⁸⁾。また、日本政府はアジアにおけるロシア海軍の基地探し（貯炭所、病院等）にも大きな関心を寄せていた。特に、ロシア海軍の馬山浦の専管的利用計画を民間人迫間に海岸緊要地を買収させるという対抗措置により阻止したことは周知のことである。また、同時期、日本は、ロシア海軍がマレーシアにおいて貯炭所設置を計画していたことも探索している⁽¹⁰⁹⁾。

日本国内においては、ロシア軍人の行動や日本人の対ロシア感情について対策が講じられていた。特に、明治34年中、政府が大津事件跡地を買上げた事件は注目できる。この一件の発端は、同年2月にロシア海軍士官「バクビーテーフ」が、ニコライ皇太子が傷の手当てを受けその血痕付きのハンカチが残る呉服屋永井家を訪れ写真やハンカチなど事件の「記念品」を見学したとの報告にあった。永井家には日清戦争後、横浜、神戸等よりロシア海軍軍人の訪問が増加し、永井は記念品を展覧して利益を上げていた。京都の正教会がニコライ遭難の場所として教会堂建設を計画し、普通価格の10倍での家屋買い取りを持ちかけるも、永井は日本政府あるいは三井、住友、鴻池などの財閥以外への売却は売国奴と言われる恐れありとして拒絶していたという。この件につき滋賀県知事河島醇は記念品の展覧は慣例ゆえに相当の注意のみで特別な取締は必要なしとの意見であったが、内務省は永井家家屋の買い上げを決定し記念品も県庁倉庫に移すという対応をとった。これは、長崎県がロシア艦隊に雲仙における官有地の借地許可を与えたのと同じ8月中の出来事であった。この一件で問題とされたのは、ロシア軍人および永井の行動であろう。滋賀県知事は、この一件に関し新聞掲載の差し止めを求めている。永井の行動が以前より市民の注目を集めていたところ、さらに買い上げにより浮説百出となったためであった⁽¹¹⁰⁾。長崎の『鎮西日報』は、後にこの事件につき、永井が血痕付着のハンカチの複製を商売用に発売するやロシア人に良く売れたといい、日本政府の対応は「捨て置ては徒らに、彼等に敵愾心を抱かしむると云ふ趣意から、頻りに神経を痛め」たためと説明している⁽¹¹¹⁾。

107 山口一之「義和団事変と日本の反応：陸軍部隊派遣の動機」『国際政治』第37号（日本外交史の諸問題Ⅲ）、1967年。

108 JACAR: A04017224400、『明治三十三年清国事変海軍戦史抄』巻1、543頁。

109 日本政府は、イギリスの密告を受け、明治31年から同33年にかけて、ロシアがマレーシアにオラロフスキー（前長崎領事）を代理公使として派遣して修好通商条約を締結し「石炭貯蓄場」を獲得する計画について探っていた（外記録、5・1・7・14「各国ニ於テ外国沿岸ニ貯炭所借入關係雜件」）。

110 滋賀県立琵琶湖文化館蔵、大津事件関係資料丙類。

111 『鎮西日報』明治37年2月9日付。

「ロシア村」もまた、警戒感を持って注視されていた。先にも引用した『稲佐ト露西亜人』は、対馬警備歩兵大隊の用箋に記されており佐土原の印がみられる。明治33年9月より明治37年の間、対馬警備歩兵大隊長は佐土原祐吉少佐が務めており⁽¹¹²⁾、この時期に同大隊が「稲佐」を調査したことが推測される。内容的には、「稲佐ト露西亜人」、「露国軍艦来港ノ事」、「露国人上陸ノ事」、「露国人ト遊廓ノ事」、「露国人墓地ノ事」、「露国海軍用地ノ事」、「露国人来港前後ノ事」、「現今ノ稲佐」との項目に沿ってロシア艦隊と「稲佐」の関係が記されており、調査には軍事的意味合いが含まれていたことがうかがえる。現在も長崎県に所蔵されているこの史料が当時の陸軍において如何ほど活用されたかは不明であるが、「ロシア村」の歴史が対馬警備を任務とする陸軍関係者に注視されたという事実は、明治34、5年と推定される史料執筆当時の日露の政治的関係を物語っている。尚、明治32年に定められた要塞地帯法により長崎は要塞地帯区域となるが、その司令部は「ロシア村」と隣り合わせであった。

ロシア艦隊との「付き合い」が長い長崎の『鎮西日報』の記事においても、日露情勢に応じロシアの動向を追う目は決して優しいものではない。ロシア軍の動静に関する記事は多く、特に馬山浦など近海におけるロシア軍艦の動静は逐一伝えられ、ロシアの軍事行動にメディアが敏感になっていたことがわかる⁽¹¹³⁾。明治31年6月11日に起きた長崎水雷敷設部の下士水兵とロシア軍艦ドンスコイ号の水兵との酒気帯び争闘事件ではロシア水兵死亡説などの風説も流れ、東京相場に影響を及ぼしたとの報道もみられる⁽¹¹⁴⁾。港町長崎において外国水兵の乱暴事件は日常茶飯事であったが、このように過剰な反応を惹起したのは当時の日露情勢と無関係ではないであろう。また、ロシアの探偵の記事もみられる。そのなかには日本人が関連するものもあり、明治33年8月16日付では仁川に入り込んだとされるロシアの探偵は語学教師と称し日本女性を伴っていたとの説が流れていたという⁽¹¹⁵⁾。

おわりに

開港場は、前近代から近代への過渡期を示すものであろう。明治20年代から30年代前半にかけて、長崎は開港場から近代港湾都市への転換期にあった。

一般に、明治20年代後半以降のロシアの「極東」経営の発展は、日露の対立の顕在化とみなされている。しかしそれは一方で、長崎に入港する軍艦、ロシア汽船をともに増加させ、相互の交流を促進させていた。東アジアにおける汽船航路の発展は、長崎の石炭補給基地および近代的保養地としての価値を高め、居留地に在留するロシア人は急激に増加し、それに

112 防衛研究所図書館蔵「対馬要塞司令部歴史」（明治19年12月3日～昭和17年）。陸軍・対馬警備隊は明治19年に編成された。対馬警備歩兵大隊（厳原）は明治32年10月の編制改正による。対馬島在籍の壮丁のみが徴集された（対馬教育会編『対馬島誌』1928年、221-223頁）。

113 前述の「稲佐」のロシア海軍病院の馬山移転の他にも（3-1. 参照）、馬山のロシア艦隊施設について『鎮西日報』の報道は少なくない。

114 『鎮西日報』明治31年6月14・15日付。事件の発端は、日本兵の宴会に興味を示したロシア水兵が宴会に招かれ、日本兵より室内では靴を脱ぐように促されるも、数人のロシア兵がそれを不服とし土足のまま乱入したことであった。

115 『鎮西日報』明治33年8月16日付。

伴い対露貿易も促進された。明治33年の雲仙におけるロシア艦隊による本格的サナトリウム建設計画も、長崎一円を上質な医療、保養地として再整備しようとする同艦隊の意欲の表れとみることができる。

もっとも、長崎は、ロシア艦隊にとり、東アジアにおける長期滞在型の根拠地的駐屯港から短期寄港型の医療実践・石炭補給などの目的を達成するための港へと変容しつつあったと考えられる。明治31年の旅順租借以降、ロシア軍艦の長崎港碇泊日数の短縮により「ロシア村」は寂れつつあった。それはロシア艦隊の東アジアにおける基地ネットワークの変容を意味しており、また日露の政治的な対立の表面化とも関連していたであろう。

開港場から一港湾都市となった長崎にとり、ロシア艦隊のサナトリウム建設計画は地方活性化の好機でもあった。長崎では、地元の名士や地方庁がサナトリウム建設計画実現のため便宜を図っている。特に、長崎県知事は、借地名義人を日本人にすることにより取締上の問題を解決し自らの権能において雲仙の用地賃貸契約を成立させており、一件が東京において外交問題化すると外務省に対し「慈善事業」による「地方の改良」との考えを披露し理解を求めている。

以上のように、雲仙をめぐる一件の当初、ロシア艦隊と長崎の人々は日露の中央政府同士が展開する政治的対立とは離れたところで互いに依存し合って生きる道を選ぼうとしていた。すなわち、国家意識よりも身近にあったのは、長崎において彼らがどのように生きるかという問題であったといえる。長崎県では、中央政府と外来者という「対外」関係のバランスにおいて後者の方に比重が置かれていた。しかし、最終的に、長崎県が従来のように専断的傾向を貫けず、中央政府がロシアへサナトリウム用地の賃貸の謝絶を通知したことにも留意すべきである。そしてその謝絶通知の約一年後、日本は「大国」ロシアとの戦争の道を選択する。無論、この一件と日露戦争は直結するものではない。しかし、雲仙一件は、このような時期の長崎の「風景」の移り変わりを映し出す鏡であったとみることができよう。

最後に、日露戦争後の長崎の様子についてみておこう。

長崎を、気候の良い寄港地として、また、そこから遠からぬところにあり、薬効のある温泉として評判の地、小浜や雲仙を喜んで訪れているのは、外国人、主にロシア人である。彼等はさまざまな病を癒すものをそこで探し見つけるのである。

長崎には普段はウラジオストクに住んでいるロシア人の家持さえもいる。

ロシア人の大部分は長崎では“ホテル・ベルヴュー”に滞在する。ホテルは、実際、古びてはいるが唯一きちんとしたホテルで、ここではホテルの主人たちや使用人たちがロシア語を話し、愛想もよく、美味しいロシア料理を出してくれて比較的安価である一使用する部屋に応じ、ひと月、賄い付きで70から150ドル。

だいたい、長崎では大きくはない家を借りて、例えばウラジオストクよりも安く暮らすことができる。とはいえ、今はすべてが高くなり、長崎の日本人が先の戦争によって生じた悪い時代を嘆いて話すのもっともである。「待っておくれよ。ロシアの艦隊さんが来てくれれば、また良くなるだろうなあ。」⁽¹¹⁶⁾

116 *Иванов. И.Е. В интимных уголках и общественных местах японцев. М., 1911. С. 166–167.*

ロシア水兵たちが街を闊歩した良き時代を懐かしむほどに、長崎の人々がロシア艦隊によって得た利益は多かった。かつては「ロシアの金貨が金の雨のごとく長崎に降って街を賑わせ、あらゆるところでロシア語の会話が聞こえ」、「時々、アコーディオンの威勢の良い音にあわせ、下船して少し酔っ払ったロシア水兵たちのロシアの歌が響きわたっていた」が、今や賑わいをみせるのは月に一度アメリカの輸送船が入港する時くらいになったという⁽¹¹⁷⁾。

日露戦後、「ロシア村」がロシア海軍軍人のために最後に果たした役割は、捕虜としての彼等の受け入れであった。そしてその後、長崎は革命家ニコライ・ラッセル Н.К. Судзиловский = Руссель⁽¹¹⁸⁾ が活動した革命運動の地ともなり、また革命後は亡命ロシア人を迎えた。そして、雲仙とはいえば、地方主導にて国内外よりの湯治客の訪問を見込んだ保養のための近代観光地として発展していった⁽¹¹⁹⁾。

【付記】

ロシア帝国外交史料館(АВПРИ)所蔵史料の調査収集にあたり、モスクワ工業大学(МИРЭА)のドミートリー・パヴロフ教授に大変お世話になりました。心より御礼申し上げます。

117 Там же. С. 164–165.

118 和田春樹『ニコライ・ラッセル：国境を越えるナロードニキ』下巻、中央公論社、1973年。革命家ニコライ・ラッセルは、明治39(1906)年、長崎の片岡2番に開業、同42(1909)年にはアメリカ人医師ボーウィーのサンベルナル病院を引き継いだ。翌年、マニラへ去るが、大正4(1915)年、長崎に戻り、片岡3番に開業し、夏季は雲仙の富貴屋ホテルの持家を借りて外国人避暑客相手に診療所を開いた。大正9(1920)年、長崎、雲仙を訪れる外国人が減り、また警察の監視もあって日本を去った。

119 産業が停滞する長崎県においては、雲仙の天然資源が地域経済の活性化のための観光資源とみなされ、地方自治体による積極的な観光開発が進められていったとされる(原康記「大正・昭和初期長崎県における観光開発と交通網の形成：雲仙の事例」『経済学研究』(九州大学経済学会)第70巻第4・5号、2004年)。

Иностранные военные силы и портовый город: о плане строительства санатория русской эскадры в Унзэн в 1900–1902 гг.

Миядзаки Тихо

Данная работа освещает подлинный облик порта Нагасаки в период перехода к новому времени, основываясь на анализе плана строительства санатория русской эскадры в местности Унзэн в 1900–1902 гг.

В это время в Японии появляются портовые города, становящиеся ареной межкультурных контактов, и появление так называемых «черных кораблей», символизировавших модернизированные военные силы западного мира, производят на свет новый тип портовых городов в японских территориальных водах – «открытые порты». Благодаря существованию этих портов, созданных согласно положениям «неравноправных договоров», Япония оказалась включенной в западную систему международных отношений нового времени.

Прибытие «черных кораблей» превратило город Нагасаки, являвшийся центром торговли и внешней политики в эпоху Эдо, в один из пяти открытых портов. Особенность Нагасаки как «открытого порта» заключалась в том, что в нем располагался не только иностранный селтльмент, но и «база» российской эскадры в районе Инаса, существовавшая со времени захода в порт эскадры И.Ф. Лихачева вплоть до русско-японской войны под названием «русская деревня». В Японии того времени «открытые порты» являлись аванпостами морской сети модернизированной западной армии, но Инаса был редким примером сосуществования местного населения и военных сил иностранной державы в форме «русской деревни». Функции «базы» в «русской деревне» в Инасе выполняли госпиталь и публичные дома для русских матросов, а также база для лечения и отдыха.

В двадцатые – тридцатые годы эпохи Мэйдзи Нагасаки пережил второй переходный период. В тридцать втором году эпохи Мэйдзи (1899 г.) принцип экстерриториальности и «система селтльментов» были ликвидированы в результате частичного пересмотра «неравноправных договоров». Это означало окончательное вхождение Японии в систему международных отношений нового времени, что произошло как раз в то время, когда началось соперничество России и Японии за господство в Восточной Азии.

Укрепление Россией своего дальневосточного региона во второй половине 1890-х годов привело к увеличению количества военных кораблей русской эскадры и русских пароходов, заходивших в порт Нагасаки, а также способствовало развитию двухсторонних отношений. Также благодаря развитию пароходства в Восточной Азии выросла значимость порта Нагасаки как в качестве пункта по снабжению кораблей углем, так и в качестве лечебной и санитарной базы в морской акватории Дальнего Востока. Вследствие этого выросло количество русских в Нагасаки, и стала поступательно развиваться торговля с Россией. План строительства настоящего санатория в Унзэн в тридцать третьем году эпохи Мэйдзи (1900 г.) показывает, что командование русской эскадры стремилось улучшить условия лечения и отдыха офицеров и матросов во всех окрестностях Нагасаки.

С другой стороны, в этот период Нагасаки превращается из базы длительного пребывания в порт для краткосрочной стоянки. После начала аренды Порт-Артура срок пребывания русских военных кораблей уменьшился, и «русская деревня» постепенно приходила в упадок. В этом контексте план строительства настоящего санатория в Унзэн мог стать хорошей возможностью для «улучшения регионального развития» за счет «благотворительной деятельности». Известные люди Нагасаки и органы местной власти прилагали усилия для создания благоприятных условий для осуществления строительства санатория. И, наконец, губернатор префектуры Нагасаки разрешил российской эскадре арендовать участок государственных земель в местности Унзэн.

Упадок «русской деревни» означал и трансформацию сети морских стоянок русской эскадры на Дальнем Востоке, что можно объяснить трансформацией самих международных отношений в регионе и началом противостояния между Россией и Японией. В момент появления плана строительства санатория моряки русской эскадры и жители Нагасаки пытались построить модель взаимоотношений, основанную на взаимной зависимости. Однако префектуральное управление Нагасаки не смогло отстоять свою позицию перед правительством Японии, и последнее ответило посланнику России отказом на просьбу арендовать участок государственных земель. Через год после этого Япония встала на путь, приведший к войне с «великой державой» – Россией.

Существование «открытых портов» свидетельствует о прохождении Японией периода перехода к новому времени. Рождение плана строительства санатория для русской эскадры в Унзэн зеркально отражает трансформацию «ландшафта» Нагасаки в эту эпоху.